

第3章 定性的評価について

はじめに

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全等の観点から、社会の森林に対する期待は高まりみせており、各地で企業等が主体となった森づくり活動や、NPO等による森づくり活動の支援の取り組みが広がりつつある。そして、活動を開始する際に社会性が高く適切なコーディネートができる団体を選択する観点や、活動の実施後に活動を通して得られた成果や効果を幅広く社会に公表する観点から、評価手法の開発への要望は高まっている。

その中で、環境貢献度を中心とした定量的評価手法は、これまでも各地域で開発が試みられてきたところである。しかしながら、「国民参加の森林づくり」の活動を通して発揮することが期待される要素として、環境貢献度等といった面的に森林整備を促進することで価値が高まる要素は部分的である。つまり、持続的・計画的に活動が実施できる体制づくりや、多様な主体が参加する仕組みづくりといった、定量的評価手法で評価することができない要素（一定の指標での定量的な測定が困難な要素等）、あるいは定量的に評価することが適切ではない要素（地域の状況に合わせて適切なプロセスを経ることが重要な要素等）に焦点を当てた評価手法を開発することが重要であると考えられる。そのため、本調査では定量的な評価手法に加えて、定性的な評価手法についても検討することとした。

なお、定性的な評価手法を検討する際には、あくまで企業のCSR活動やNPO活動は自主的・自発的に取り組まれている活動であり、活動を実施していること自体に大きな価値を有していることを鑑みて、マイナス評価と解される評価手法とすることは極力控え、より持続性と社会性の高い森づくり活動を進める上で必要となる指標・基準を示すことで、活動の活性化を側面的に支援できる評価手法となることをめざした。

また、各企業やNPO等による取組は、多様な目的・レベルで取り組みがなされており、取り組みの段階によっても必要となる評価手法は異なってくるといえる。そこで、本調査を通して開発する評価手法のみで、全ての段階の取り組みを効果的にフォローアップできるツールとするのは一定の限界があるため、既存の定性的な評価手法との連続性・一体性を可能な限り担保することで、段階に応じて他の評価手法の活用を促すことを前提とした。

1 定性的評価のレビュー

(1) 既存の評価制度の分類

調査の方向性を検討する観点から、定性的評価の開発に際し、既存評価手法のコレクトとレビューを行った。なお、既存の評価手法は、その特徴を踏まえて、図 3-1 の 4 つの分類で整理することとした。

「マネジメントタイプ」としては、企業 CSR 活動や NPO 活動に関連する推進ツール等の「組織・事業評価型」、森林や緑地を客観的に評価しようとする「森林・緑地評価型」に大別した。

また、「活動・効果等認定タイプ」としては、森林保全活動等の取り組みの実施そのものを認定したり、活動の実績等を評価したりする「インプット型」と、定量的評価手法等を用いて森づくり活動を通して発揮される効果の評価等を行う「アウトプット型」に大別した。

なお、「活動・効果等認定タイプ」には、定量的評価に該当する評価制度も含まれているが、これは行政等が私企業と森づくり活動に係る協定を締結したり、私企業の森づくり活動の評価結果を認証・公表したりする行為自体に、社会貢献としての活動として“お墨付き”を与える側面が内在されていると解することができるため、本章の対象とすることとした。

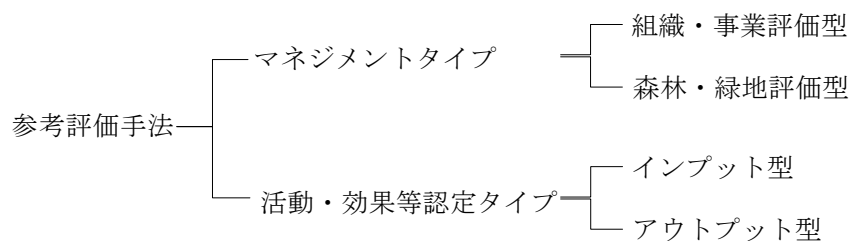


図 3-1 評価手法のタイプと分類

(2) 具体的な評価制度等の事例概要

本調査で構築する定性的評価手法のあり方を整理する際には、企業の CSR 活動・NPO 活動にとっての評価のあり方や、自主的・自発的な森林・緑地保全活動における評価のあり方について、その目的や特徴を整理することが必要といえる。

そこで、上記の 4 つの分類の代表的な評価制度について、制度的な枠組みとともに評価制度が発揮する価値について概観することとする。

なお、CO2 固定量といった定量的評価に係る要素については、本章における

検討の中心的領域ではないため、省略ないしは捨象するものとする。また、紙面の関係から特徴的なものを個別的に紹介することにし、内容が重複する要素については省略した。

A) マネジメントタイプ

1) 組織・事業評価型

ここでは、森林・緑地保全活動に限らずに、幅広く企業の CSR 活動や NPO 活動に関連する評価制度のうち、組織・事業評価型の分類に挙げられる代表的事例を抽出して、その特徴について表 3-1 にとりまとめた。

表 3-1 組織・事業評価型の代表的事例の特徴

	自己評価 内部評価	外部評価	事業 サイクル	公表性
経済同友会 『企業評価基準』	○	△ (一項目)	△	△ (自主開示)
日本経済団体連合会『企業行動憲章 実行の手引き』『CSR推進ツール』	○	△ (一項目)	△	△
環境省 『環境会計ガイドライン』	○	○	○	○
環境経営学会 『サステナブル経営格付』	○	○	○	○
内閣府 『NPO 活動の発展のための多様な評価』	○	△ (一項目)	△	△
評価みえ 『評価システム 2000』	○	△ (一項目)	○	△
国際協力機構 『JICA 事業評価ガイドライン』	○	○	○	○

注 1):「○」は項目に該当するもの。「△」は当該項目に準ずる要素があるもの。

これらのマネジメント・ツールを総括すると、いずれも「自己評価・内部評価」を基本として制度設計がなされている。

なお、経済同友会『企業評価基準』や日本経済団体連合会『企業行動憲章 実行の手引き』および『CSR 推進ツール』、環境省『環境会計ガイドライン』の企業向けの評価ツール、内閣府『NPO 活動の発展のための多様な評価』や評価みえ『評価システム 2000』の NPO 向けの評価ツールのいずれもが、自己評価・内部評価の遂行を第一義とし、より多くの企業・NPO が「自己評価・内

部評価」を実施することを目指していることから、評価制度の活用時の必須要素として「外部評価」や「公表性」を位置付けていない。但し、ディスクロージャーやステークホルダーとのコミュニケーション、情報公開の一環として、「外部評価」や「公表性」に関する項目を一項目として位置付ける点は特色であるといえよう。

また、同様に上記評価制度においては、「事業サイクル」についてはチェックリスト的な性質にあることから厳格には記述されてはいないが、評価制度を活用する際の留意点として、継続的な評価制度の活用や目標設定とその検証等に関する記述を設けることで、PDCA サイクルに対応した活用が示唆されている。

一方、第三者評価を行うことを前提とした評価制度である環境経営格付機構「サステナブル経営格付」、国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」は、「外部評価」、「公表性」を含めた評価制度となっている。また、第三者評価を前提とした制度においても、第三者による評価に止まらず、「自己・内部評価」、「事業サイクル」を制度に組み込むことによって、企業・NPO 等が自らの組織や活動について認識を深め、検証・改善を促進していくことが目指されている点に注視する必要があるであろう。

なお、以下に個々の評価制度の仕組みの主な特徴について、それぞれ簡素にとりまとめた。

① 日本経済団体連合会「企業行動憲章 実行の手引き」「CSR 推進ツール」

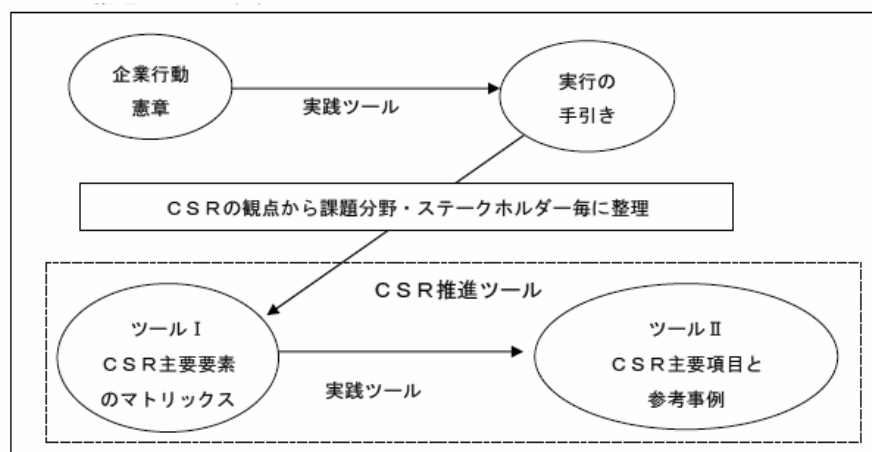
日本経団連は、すべての企業や個人が高い倫理観のもと自由に創造性を発揮できる経済社会を構築するために、その一環として 1991 年に「企業行動憲章」を制定した。1996 年には、憲章の改定を行うとともに、「実行の手引き」を作成し、かつ 2002 年の再改定時には、企業に対して社内体制整備と運用強化を要請するなど、経営トップのイニシアチブによる自主的な取り組みが促す取り組みがなされてきた。

「実行の手引き」は、環境問題への積極的な対応や良き企業市民としての積極的な社会貢献の実施等に係る 10 分類 48 項目を定めて、その精神に基づいて自主的に実践していくうえで必要と思われる項目を例示し、個々に「基本的な心構え姿勢」と「具体的アクション・プランの例」を提示している。

さらに、企業の社会的責任（CSR）への社会の注目の高まりを踏まえて、2005 年には「CSR 推進ツール」が策定された。これは、「企業行動憲章」と「実行の手引き」を参考として、多くの企業が CSR に配慮しつつ取り組ん

でいる諸課題の6分野（コンプライアンス・企業倫理、情報、安全と品質、人権・労働、環境、社会貢献）および8つステークホルダー（消費者・顧客、取引先、株主、社員、政治・行政、コミュニティ、NPO/NGO、途上国）の二つの側面から整理し、参考事例を紹介したものである。特に、8つのステークホルダーを明確に意識して、取り組みを行うことを奨励している点は示唆に富んでいる。

なお、これらはいずれも企業に自主的な取り組みを求めるものであり、各企業の理念、組織、風土、経営環境、事業戦略などに応じて、項目の選択や重点化を行うもので、全ての項目が同時に取り組まれることを示唆するものではないことが示されている。



出典: 日本経済団体連合会「CSR推進ツール」, 2005年10月

図3-2 日本経団連「企業行動憲章」「実行の手引き」「CSR推進ツール」の位置づけ

② 経済同友会「企業評価基準」

この評価基準も、日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」に類似した性質を有しており、あくまで義務ではなく自主的に取り組むべきものであることが前提とされている。特に、①経営者自身が社会の価値観（企業を評価する視点）の多様性やその変化に気づきながら、自社の取り組みの現状を評価すること、②現状評価に加え、「成果」については目標を自主的に設定し、その達成への努力をコミットすること、③特定の価値判断に基づいて一方的・画一的に評価するのではなく、各企業が多様な取り組みを行う中でベストプラクティスを発掘・評価していくこと、といった側面に配慮して基準が設計されているように、実施のプロセスを重視した評価制度となっている。

評価基準は、5分野（市場、環境、人間、社会、コーポレート・ガバナンス）

ス) にわたる 110 項目から構成されており、それぞれに仕組み（現状評価）と成果（現状評価と目標設定）に分類した項目が設定され、企業経営者等による自主的・自発的な取り組みを喚起するチェックリストとなっている。

なお、公表の義務はないが、「積極的なディスクロージャーが時代の流れ」であることを付記している。

表 3-2 経済同友会「企業評価基準」における評価の仕組み

Ⅰ：企業の社会的責任（CSR） (83)		
1. 市場	1-a. 仕組み (現状評価)	15
	1-b. 成果 (現状評価と目標設定)	9
2. 環境	2-a. 仕組み (現状評価)	11
	2-b. 成果 (現状評価と目標設定)	10
3. 人間	3-a. 仕組み (現状評価)	11
	3-b. 成果 (現状評価と目標設定)	11
4. 社会	4-a. 仕組み (現状評価)	10
	4-b. 成果 (現状評価と目標設定)	6
Ⅱ：コーポレート・ガバナンス（CG） (27)		
1. 理念とリーダーシップ	(現状評価)	6
2. マネジメント体制	(現状評価)	9
3. コンプライアンス	(現状評価)	8
4. ディスクロージャーとコミュニケーション	(現状評価)	4

出典：経済同友会「企業評価基準」

③ 環境省「環境会計ガイドライン」

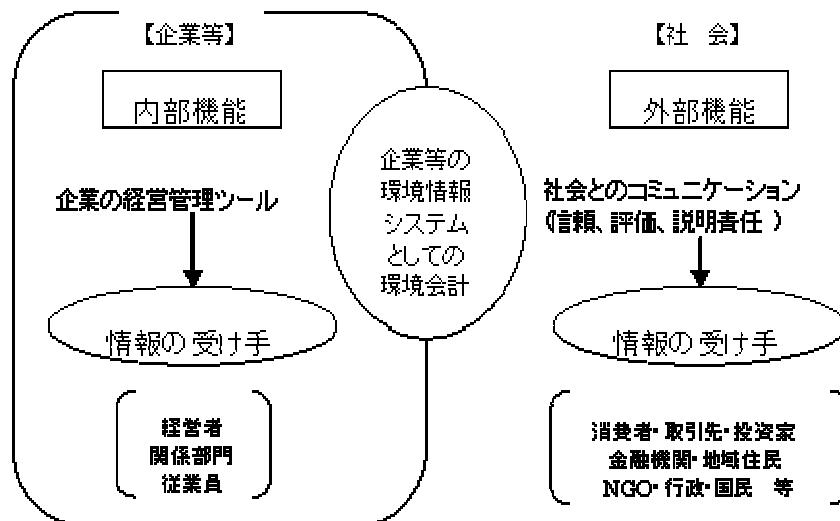
環境会計とは、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み」とされている。

基本的には定量的に換算できる情報を扱っているが、表 3-3 のとおり、定性的内容も考慮した枠組みとなっている。また、内部評価として扱う「経営管理ツール」としての側面が第一義とされているが、外部による評価を念頭においた「社会とのコミュニケーション」（信頼、評価、説明責任等）としての側面の役割を果たすこともできる制度設計となっている。さらに、「環境報告書ガイドライン」や「事業者の環境パフォーマンスガイドライン」等の内容を反映させることが明記されており、事業者による環境マネジメントのツールとして活用することが想定されている点が特徴といえる。

表 3-3 環境会計情報の構成

構成要素	定量的情報	定性的情報
環境保全コスト	貨幣単位	コストの内容
環境保全効果	物量単位	効果の内容
環境保全対策に伴う経済効果	貨幣単位	効果の内容

出典:環境省「環境会計ガイドライン 2005 年」より引用



出典:環境省「環境会計ガイドライン 2005 年」より

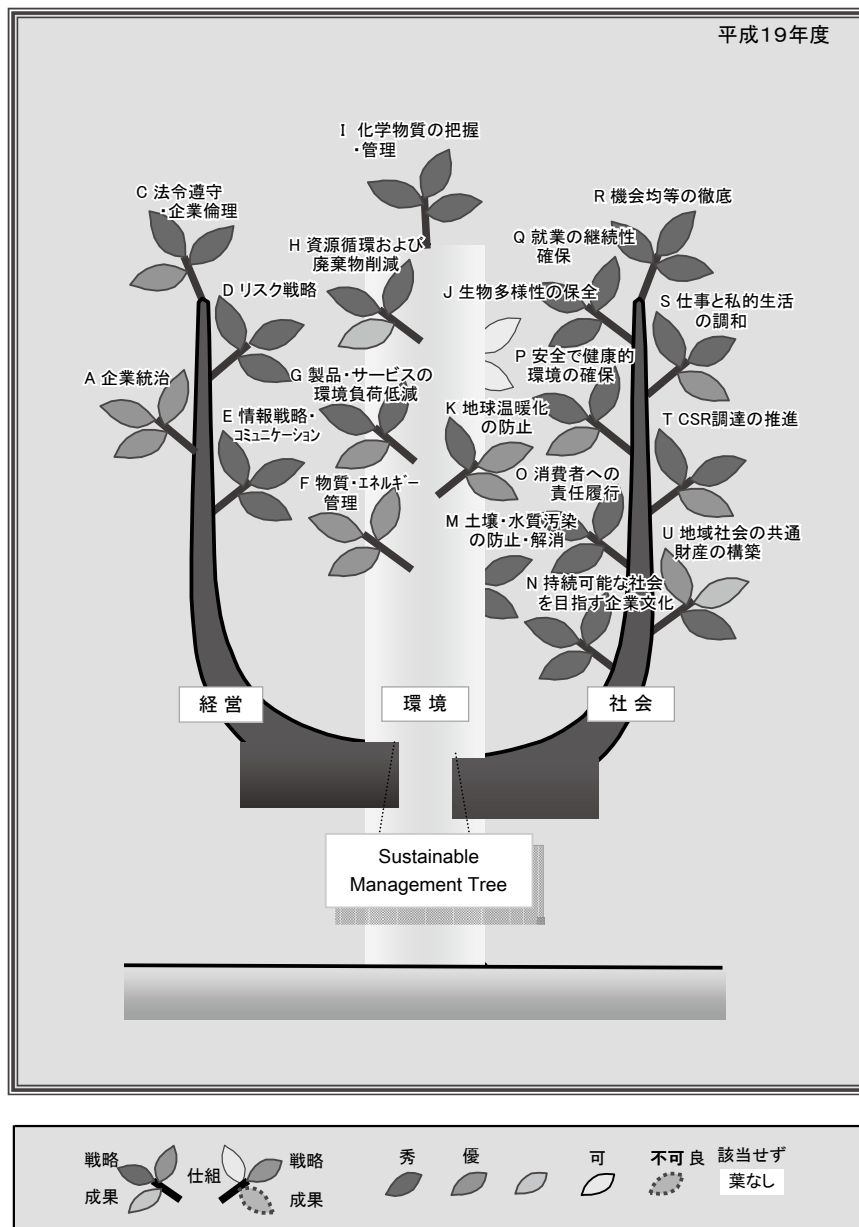
図 3-3 環境会計ガイドラインにおける外部機能と内部機能

④ 環境経営学会「サステイナブル経営格付」

この評価制度は、組織・企業の活動が、如何に持続可能な社会構築に貢献しているかを明らかにし、分かりやすい形で多くのステークホルダーに伝え、組織・企業と社会との間のコミュニケーションを深める上で「格付」は有効な手法であるとの視点から実施されている。

評価は、格付参加企業が、経営評価および調査票による自己評価を行い、その結果を格付評価委員が用意されたエビデンスにより検証する方式が採用されており、自己評価と第三者評価を併用している点が特色といえる。

また、評価結果は「サステイナブルマネジメント・ツリー」(図3-4)として表現するというユニークな方式が採用されている。経営、環境、社会の3分野(大枝)のもとに、それぞれの分野に属する評価分類の21評価側面(小枝)があり、そこに63の個別評価項目(葉)が位置付けてあり、この葉は組織・企業の活動が到達している水準を5つの段階を表す葉の色で表現されており、全体的な傾向と個別分野の傾向が一目で分かる方式が採用されている。



出典：環境経営学会「サステナブル経営格付」

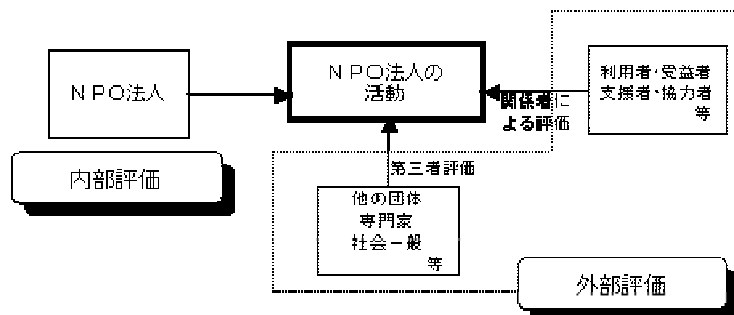
図 3-4 環境経営学会「サステナブル経営格付」評価結果イメージ

⑤ 内閣府「NPO 活動の発展のための多様な評価システム」

この評価制度は、NPO 活動の発展のために、どのような評価システムが必要であるかを検討した調査事業から生み出されたものである。

個々の NPO 法人が積極的に「評価」に取組み、その「評価」を通じて NPO 法人の業務改善や透明性等を確保し、支援者等との信頼性を醸成することが今後必要とされる、という視点から、NPO 法人の活動を促進するためのチェックシステムを「評価」と表現し、NPO 法人自らが「評価」を活用することを念頭において、「NPO 評価」の制度が検討された。

なお、この評価制度では、支援者との信頼性を醸成する、という観点から、以下の図 3-5 の通り、内部評価に加えて外部評価が重視されている。



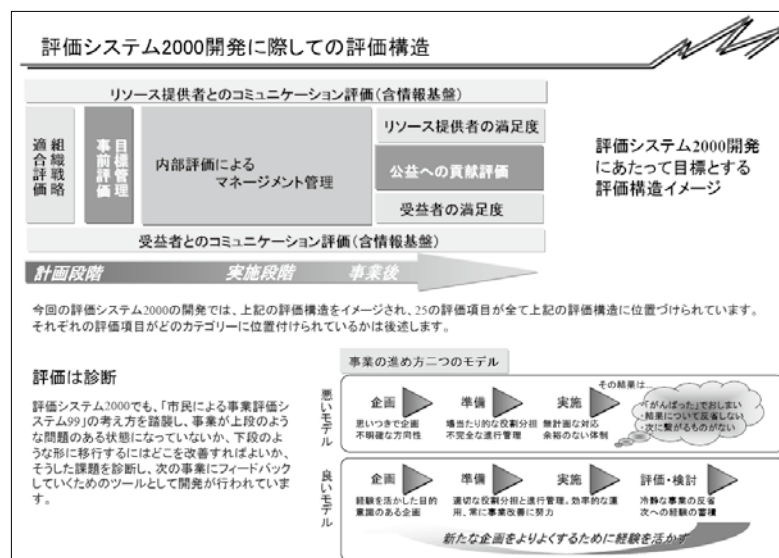
出典:内閣府国民生活局市民活動促進課,『NPO 活動の発展のための多様な評価システムの形成に向けて』,平成 14 年 6 月

図 3-5 NPO 法人にとっての評価者(フィードバックを求める主体)

⑥ コミュニティ・シンクタンク評価みえ「評価システム 2000」

この評価制度は、NPO が行う事業を、「事業に中心的に関わった人」が事後に内部評価するためのシートとしている。特に、自己評価システムとして、計画段階、実施段階、事業後と事業サイクルごとの見直しを、NPO が自ら取り組むことを重視している点に特徴が見られる。

第三者による客観的な評価につなげていくことは想定していないが、リソース提供者や受益者とのコミュニケーション評価が組み込まれており、一定の客観性は担保できるものと推察される。



出典:コミュニティ・シンクタンク評価みえ, ホームページより

図 3-6 「評価システム 2000」の評価構造

⑦ 国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」

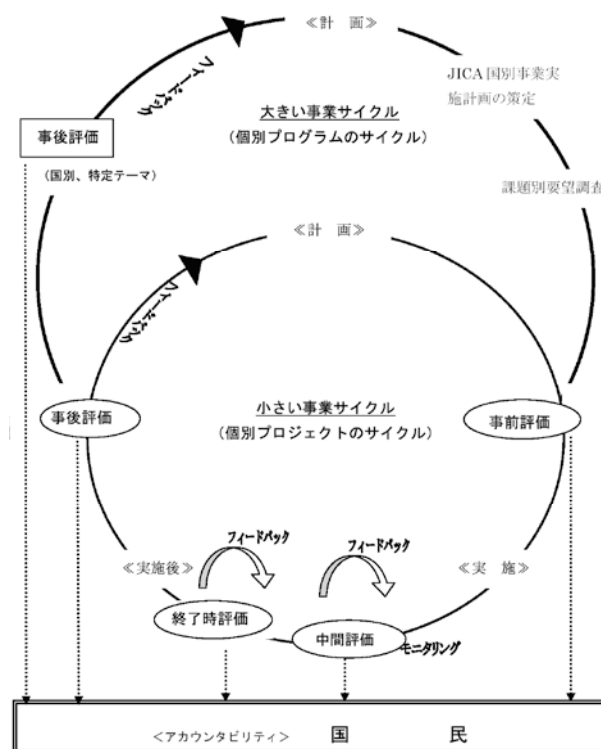
「JICA 事業評価ガイドライン」は、国際協力機構が実施する各種助成プログラムに関して、国際協力機構自身とともに助成先の事業実施主体を対象として整理している評価制度である。このため、これまで紹介した企業の CSR 活動や NPO 活動といった自主的・主体的な取り組みを基本とした評価制度とは、若干志向性が異なる制度である。

この評価制度は、図 3-7 のように、大きくは3つの評価サイクルによって構成されている。

第1には、個別プロジェクトの事業実施主体によって行われるもので、事業実施の中間評価、終了時評価等の個々の段階での評価であり、その結果は事業実施主体によりフィードバックされる。

第2には、同じく個別プロジェクトの事業実施主体や助成元によって実施されるもので、個別プロジェクトの事業サイクルを改善する観点で行われる。

そして第3には、複数の個別プロジェクトによって構成される個別プログラム毎に、国際協力機構によって実施される評価のサイクルで、国別事業実施計画等に反映されるものである。

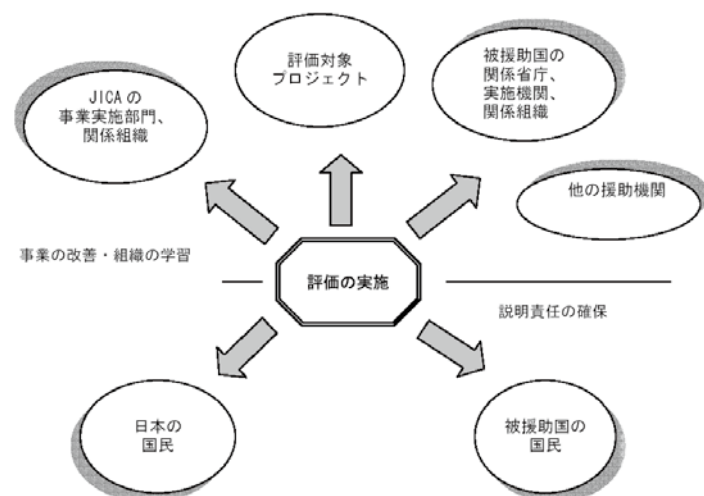


出典：国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」ホームページより

図 3-7 国際協力機構の事業サイクルと評価の位置づけ

このように、事業実施主体による自己評価から、助成元である国際協力機構による外部評価の両面、個別プロジェクトの PDCA サイクルの個別段階から全体の事業サイクル、そして個別プログラムにおける評価と、複合的かつ連続的な評価システムが構築されているのが、この評価制度の特徴である。

また、図 3-8 にあるように、評価を①事業関係者による事業の改善や組織の学習といった側面と、②多様な主体への説明責任の確保といった側面と、フィードバック先を明確にしている点も特徴であるといえる。



出典：国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」ホームページより

図 3-8 国際協力機構における評価のフィードバック概念

なお、国際協力機構の個別プロジェクトにおける評価項目は、表 3-4 に示される 5 項目となっている。プロジェクトに対する評価であることから、成果（アウトカム）を評価する項目というより、そもそもプロジェクトを実施することの意義を検証する要素や、プロジェクトの実現に向けて採用する手法や援助の終了後も持続的に実施できるスキームを検証する要素が多くなっているのが特徴である。

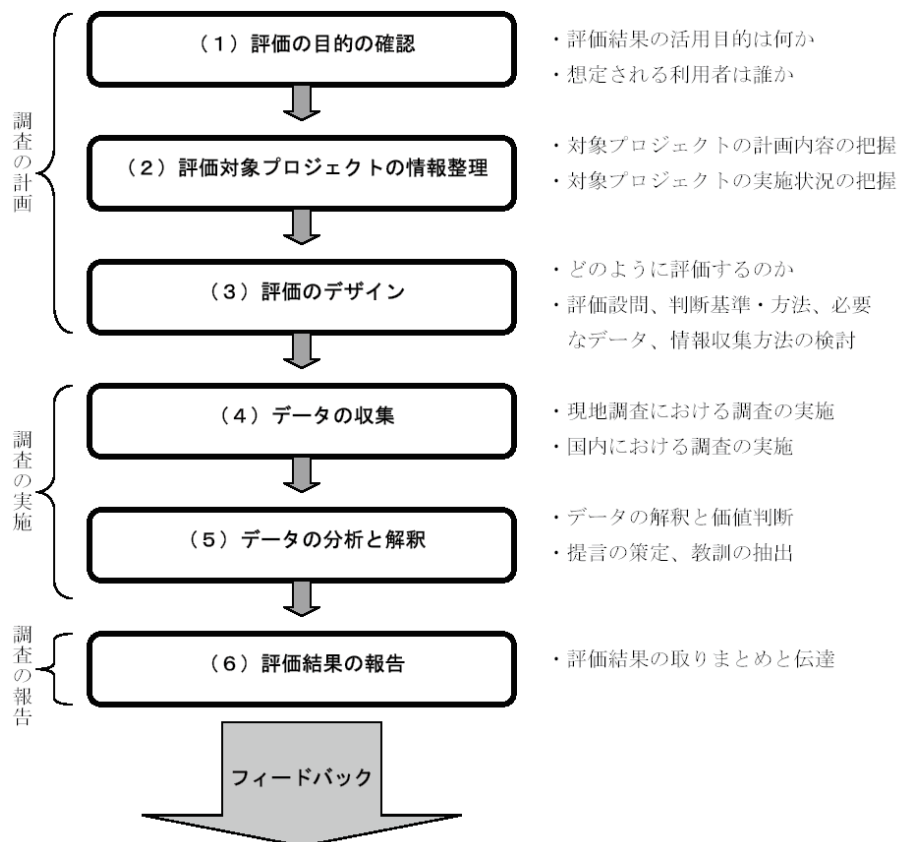
また、図 3-9 の事業評価の調査フローにあるように、画一的・一方的な評価とならないように、「調査を計画」する段階を明確に位置付けている点も示唆に富んでいるといえる。評価の目的の確認や、評価対象プロジェクトの情報整理を経て、調査対象のプロジェクトの特性を十分に把握してから、事業評価の方法や基準といった「評価のデザイン」を決定しており、実態に即して事業の効果的な検証・改善に役立つ手法となっていると推察される。

表 3-4 国際協力機構プロジェクトにおける評価項目

評価段階	評価内容
① 妥当性 (relevance)	プロジェクトの目指している効果(プロジェクト目標や上位目標)が、受益者のニーズに合致しているか、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策との整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か、公的資金であるODA で実施する必要があるかなどといった「援助プロジェクトの正当性・必要性」を問う視点。
② 有効性 (effectiveness)	プロジェクトの実施により、本当に受益者もしくは社会への便益がもたらされているのか(あるいは、もたらされるのか)を問う視点。
③ 効率性 (efficiency)	主にプロジェクトのコストと効果の関係に着目し、資源が有効に活用されているか(あるいはされるか)を問う視点。
④ インパクト (impact)	プロジェクト実施によりもたらされる、より長期的、間接的効果や波及効果を見る視点。予期していなかった正・負の効果・影響を含む。
⑤ 自立発展性 (sustainability)	援助が終了しても、プロジェクトで発現した効果が持続しているか(あるいは持続の見込みはあるか)を問う視点。

注 1):評価 5 項目は、1991 年に経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)で提唱された開発援助事業の評価基準。

出典:国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」ホームページより



出典: 国際協力機構「JICA 事業評価ガイドライン」ホームページより

図 3-9 国際協力機構による事業評価の調査フロー

2) 森林・緑地評価型

森林・緑地評価型の代表的事例の特徴を概観すると表 3-5 の通り、組織・事業評価型で用いた整理軸に照らすと、すべての項目に対応した評価制度となっているといえる。

なお、いずれも事業サイクルに関しては、その制度の趣旨から、自然資源の管理の持続性という側面が強く、事業の持続性という側面は弱いといえる。

一方、公表性に関しては、「緑の循環」認証会議『緑の循環認証』では「認証」として、また都市緑化基金『社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)』では「段階区分のある認証」となっており、「認証ロゴマーク」の付与・使用を通じて、市場や社会にアプローチすることが想定されており、評価と公表とのマッチングがなされている点が特徴であるといえよう。

表 3-5 森林・緑地評価型の代表的事例の特徴

	自己評価 内部評価	外部評価	事業 サイクル	公表性
「緑の循環」認証会議 『SGEC 森林認証システム』	○	○	○	○
都市緑化基金『社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)』	○	○	○	○

注 1):「○」は項目に該当するもの。

なお、以下に個々の評価制度の仕組みの主な特徴について、それぞれ簡素にとりまとめた。

⑧「緑の循環」認証会議 (SGEC) 『SGEC 森林認証システム』

「緑の循環」認証会議による「SGEC 森林認証システム」は、生産者と消費者をつなぎ、我が国の森林管理の現場に継続的な改善を促進する制度を創設することで、日本の森林管理のレベルの向上と、豊かな自然環境と持続的な木材生産の両立を促進することを目的として創設された (図 3-10)。

この制度の特徴は、第一には 7 基準 35 指標 (表 3-6) が認証審査の要件として提示されている点である。なお、これらの基準・指標は、一部で一定のレベルに達しない場合であっても、整備改善計画を策定し、基準目標を達成することで、認証を取得することが可能となるなど、継続的な改善を促進する仕組

みとなっている点に特徴がみられる。

また、第二には認証ロゴマークが制定されており、市場や社会等へ持続可能な森林経営を行っていることを効果的に公表し、ブランド化を図っていくことが可能となっている点である。

さらに、第三には「SGEC 認証林産物流通システム」も構築されているため、これと一体となって認証を取得することで、認証商品の新たな流通機構の確立に向けた方向性も確立されている点である。

なお、自主的・自発的な森づくり活動において援用する際には、認証の取得は様々な事前の調査の実施や審査を経ることが必要となるため、若干企業やNPO 等による森づくり活動にはハードルは高い制度といえる。しかしながら、評価基準が体系化されていることから、審査を受けるか否かは別として、この評価基準を参考に森づくり活動を展開することは合理的であるといえる。

また、企業の森づくりには森林組合等に委託して管理を実施しているケースも散見されるため、援用することが推奨されるケースも十分想定される。



図 3-11 SGEC ロゴマーク

出典:「緑の循環」認証会議冊子より

図 3-10 SGEC による緑の循環のイメージ

表 3-6 SGEC の7基準

基 準	解 説
【基準1】 認証対象森林の明示 およびその管理方針の 確定	森林をきちんと管理するためには、森林を所有する権利や利用する権利がはっきりし、さらに森林の管理状態が帳簿類で整理されていることが最低限必要です。また、森林を管理する自らの方針と計画が作成されており、その計画に沿って定期的に見直しをしながら管理レベルの向上を図ります。
【基準2】 生物多様性の保全	森林を管理する上で、「森林の豊かさ」を保つことが大切です。森林の豊かさとは多様な生物種が共存できることです。森林の中に生息する生物種は、動植物から微生物に至るまで互いに関係しあって生活しており、生物種に応じた森林の取り扱いが必要になります。また、貴重な種がある場合には特別な配慮をします。
【基準3】 土壌および水資源の保 全と維持	森林がもたらす恵みの中でも、水資源の供給と土砂の流出防止は重要です。特に、森林は水源を守り、清浄な飲み水をつくり、海をも豊にします。このような恵みが保持されるように、伐採や林地開発など森林の利用に当っては注意が必要です。
【基準4】 森林生態系の生産力 および健全性の維持	森林から得られる様々な機能や資源が長期的に安定して享受されるためには、伐採、更新、保育、間伐などが注意深く行われることが必要です。また、病虫害や山火事などの森林災害には常に対策を考えておくことが必要です。
【基準5】 持続的森林経営のため の法的、制度的枠組み	国内法はもとより、国際的な条約や法規制を守るとともに、地域社会の伝統的あるいは文化的な慣習や生活上の権利を尊重することが必要です。
【基準6】 社会、経済的便益の維 持および増進	美しい森林を眺めたり、その中に入って楽しんでもらうためには、地域住民や森林で働く人々などに対して、森林管理方針の啓発・教育を行うとともに、自然環境を守るパートナーシップを育てることが必要です。また、持続的森林経営を推奨するため、認証森林から生産される林産物が、環境に配慮した資源として、他の林産物と分別・表示された流通の仕組みが整えられ、市民に信頼される環境貢献のブランドとして提供されることが必要です。
【基準7】 モニタリングと情報公開	森林状況は絶えず変化しているので、定期的に現場を調べ、それを地域の情報として共有化すると共に、森林の管理方針に反映させることが大切です。

出典:「緑の循環」認証会議ホームページより

⑨ 都市緑化基金「社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)」

近年、企業等の環境配慮や社会的責任意識の高まりを反映して、緑豊かな社会づくりに向けたさまざまな取り組みが展開されているものの、緑にかかわる活動は地道なものであり、その取り組みが一般に知られていない実情にある。このため、企業等によって創出された良好な緑空間とそこでの活動を評価・認定することで、このような取り組みが一般に広く認められ、企業などの取り組みへの意欲が活発化することを目的として、「社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)」は創設された。

この制度は、3つの原理、8つの原則の中に規準が設けられており(表 3-6)、個別の規準毎の審査結果を数値化し、原則毎にA～Eの5段階のランクに置き換え、その後原理段階で点数をまとめ、ビジョン、トップランナーの点を合算

して、5段階の認証ラベル（図 3-12）を与えるものである。

本制度の特性としては、SGEC と同様に原理・原則・基準を定めている点や、ラベリング等がなされている点が挙げられるが、これに加えて「ビジョン」「トップランナー」の点を加算して総合評価を行っている点が特徴といえる。

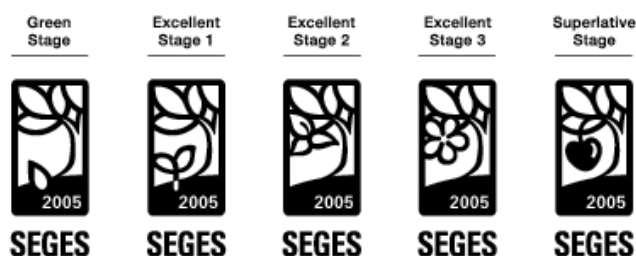
また、ラベルには動機付け的な側面が強い「Green stage」の階級と、経年的な要素が判断基準に組み込まれる「Superlative stage」の階級が設けられている点も特色であるといえる（表 3-7）。

このような枠組みを総括すると、非常に評価制度としては完成度が高く、また洗練されている制度と理解することができるが、一方ではこれらの制度を活用している企業数に伸び悩んでいる実態にある。これは、本制度の認知度が十分に世論で高まっていないことや、格付け的な要素が強いため最高位の評価が得られない場合は取組として不十分な側面があることが推察できてしまう制度であることなどから、利用が敬遠されている実情にあることが推察される。

表 3-7 「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の原理と原則

原 理	原 則
第1原理 (土地利用の永続性)	第1原則 : 緑地の把握
	第2原則 : 土地利用上の緑地の安定性
	第3原則 : 緑地に関する法令等の遵守
第2原理 (緑地管理)	第4原則 : 緑地管理システムの確立
	第5原則 : 緑地による外部とのコミュニケーション
第3原理 (緑地機能の発揮)	第6原則 : 存在機能の発揮
	第7原則 : 連繋機能の発揮
	第8原則 : 利用機能の発揮
ビジョン	企業の緑地に対する姿勢や考え方を評価
トップランナー	企業緑化を牽引する先進的な取組みを総合的に評価

出典:都市緑化基金「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」ホームページより



出典:都市緑化基金「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」ホームページより

図 3-12 「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」ラベル

表 3-8 SEGES ラベルの格付け

Superlative stage	
	Excellent Stage の Stage3 を 3 回連続で維持した場合に与えられるラベル。
Excellent Stage 1～3	
	緑地を通じた社会・環境貢献性が非常に高いと認められるサイトに与えられる。いずれも高レベルであるが、評価委員会の厳正で詳細な評価により、Stage1～Stage 3 のラベルが与えられる。
Green stage	
	活発に緑化活動に取り組み、今後社会・環境貢献性の向上が期待できるサイトに与えられる。

出典：都市緑化基金「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」ホームページより

B) 活動・効果等認定タイプ

活動・効果等認定タイプは、主として定量的な側面を含めた評価制度が多く占めているが、社会貢献としての活動として“お墨付き”を付与することで、定性的要素を加味した評価制度となっているものが多い。

また、これらの評価制度は大別するとインプット型とアウトプット型に分類することができる。インプット型としては、森づくり活動に係る協定締結や公表、定量的要素のインプットに対する表彰などがあり、アウトプット型としては、CO₂ 固定量を中心とした公益的機能の効果測定や第三者により評価結果を認定する等の取組である。

近年は、地球温暖化防止としての森林保全に対する世論の注目の高まりを受けて、「CO₂ 固定量」を第三者が客観的に評価し、認定する仕組みが志向される傾向にある。

以下に、インプットに分類される活動とアウトプットに分類される活動別に紹介していくものとする。

3) インプット型

インプット型には、主に都道府県を中心として、都道府県と企業が森づくりに係る協定を締結し、さらにその取り組みをプレスリリース等によって公表する取組を含むといえる。これは、行政等が私企業による取組が社会性ある取組であるとして“お墨付き”的に認定している要素があるため、対象に含むと考えることが賢明であるといえる。但し、本調査では全国各地でそのような取り組みは多数見られるため、ここではそれらの具体的な事例紹介は、代表的な高知県の事例のみの紹介とし、その他の特色ある制度を概観するものとする。

⑩ 高知県「環境先進企業との協働の森づくり」事業

高知県による企業の森づくりの支援制度である「協働の森」事業は、和歌山県や長野県等と比較すると後発の制度であるが、様々な点で社会的評価が高まる様な仕組みを構築している点に特徴が見られる。

第一に、他の都道府県は企業の植林ニーズにも対応した制度であるのに対して、高知県では間伐を「協働の森」事業の中心的な要素と位置付け、地球温暖化防止としての特色付けをしている点である。植林ではなく間伐を中心とすることで、大面積の森林整備を行うことができ、CO₂ 固定量も増大するため、県による CO₂ 吸収認証制度も制定することで、その特色を強調している。

第二には、対象森林を市町村有林とすることで、県及び市町村といった行政組織と企業が協定を締結できるようにしている点である。その為、高知県や市町村が協定締結等のプレスリリースを行うことで、各種メディアによる記事化がなされやすいという特徴を有している。

第三には、事業名に「環境先進企業」という文言を冠したり、「協働の森」事業のマークを制定したりすることで、高知県が「環境先進企業」としての森づくりを認定している様な意味合いを付与している。さらに、高知県のホームページのトップページや広報誌に取り組みを紹介できるようにするなどして、メディア等への露出が高まる様に配慮されている点である。

この様に、一般的には「企業の森づくり」の支援事業と理解される枠組みであっても、創意工夫に富んだ多様な手法を組み合わせることで社会的評価が高まり、結果として「評価制度」が創出することの価値に近い役割を発揮することができる枠組みを構築することはできるといえる。その為、このような取り組みは、評価制度を検討する際に示唆に富んでいるといえよう。



出典：高知県ホームページより

図 3-12 高知県「協働の森」事業 ロゴマーク・CO₂ 吸収証明書(例)

⑪ 国土緑化推進機構「緑の募金」感謝状・優遇措置

平成7年に施行した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（緑の募金法）」に基づいて実施されている「緑の募金」は、以下の2つの特性を持ちながら取り組みが進められている。

第一には、寄付金額に応じて感謝状を贈呈する仕組み制度を有している点である。表3-9のように感謝状贈呈基準が定められており、寄付金額の学に応じて、①農林水産大臣感謝状、②林野庁長官感謝状、③国土緑化推進機構理事長感謝状が贈呈される形となっており、社会貢献度に応じてインプットの寄付金額が認定・表彰される側面を内包している。

さらに第二には、特定公益増進法人に認定されている国土緑化推進機構等への寄付については、個人・団体からの寄付金額に応じて、所得税や法人税の控除等の優遇措置が図られている点である。この優遇措置によって、寄附を行う企業・個人等にとっても実利的な側面が担保されている。

表 3-9 「緑の募金」感謝状贈呈基準

区 分	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化推進機構理事長 感謝状
個 人	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	30 万円以上 100 万円未満
団 体	1000 万円以上	200万円以上 1000 万円未満	50 万円以上 200万円未満

注1).同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とします。

注2).同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄付があった場合には、2～3年目の寄付の額とします。

注3).農林水産大臣感謝状については、当該寄付により紺綬褒章を受章したもの（申請中のものを含む。）対象としません。

⑫ 大阪府 生駒の森運営協議会「森の貯金箱CO₂」

この制度は、大阪府民の緑の象徴でもある生駒山系の豊かな森林を保全するために、多様な企業や府民等の参画を促進していく観点から、同協議会の設立と併せて創設されたものである。生駒山系のある東大阪市は、中小企業が多く所在していることも起因して、ハンドブック作成やエコ商品等の提供という形で地元企業が多様な方法で参画できる仕組みとなっており、この枠組みは全国的に見ても特徴的な事例である。

そこで取り組みまれている「森の貯金箱 CO₂」である。この制度は、同協議会が主催する活動や、連携するボランティア団体による森林整備活動に個々人が参加すると、森林の二酸化炭素吸収への貢献度に応じてポイントが付与され、その貯まったポイントで会員企業等が提供するエコ商品等の特典と交換できる制度である。貢献度は、植林であれば植えた苗木 1 本あたり 2kg-CO₂、間伐であれば作業参加回数 1 回あたり 50kg-CO₂ となっており、この貢献度が活動参加毎にポイントとして蓄積されるとともに、特典としてのエコ商品等が 7 段階の等級で分かれて提供される（表 3-10）ため、その貢献度の多寡が評価される側面を有しているといえる。

森の貯金箱CO₂
貯金通帳



口座番型
□□□-□□□□
様

年月日	活動曜日	活動内容	貯け入れ	累計額	スタンプ
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	
			kg-CO ₂	kg-CO ₂	

備考

出典:大阪府「生駒の森運営協議会」ホームページより

図 3-13 「森の貯金箱 CO₂」貯金通帳

表 3-10 「森の貯金箱 CO₂」において交換できる特典例

CO2 貯金量 (kg-CO ₂)	特 典
50	ボールペン、ミニタオルなど
100	エコキッチンペーパー、アートセットなど
200	エコバック、バット材アクセサリなど
300	再生バーク、再生炭など
400	再生紙ノート
500	パソコン教室受講
1000	森の達人認定書

出典:大阪府「生駒の森運営協議会」ホームページより

個人を対象としたシステムであるが、等級分けが明確となっており、かつポイントに応じた景品などが準備されているため、実利的な側面も担保されている点は注目に値する。

⑬ 静岡県「未来の森サポーター制度」

この制度は、環境・社会貢献活動として森づくり活動等を希望する企業に、森林保全・整備や森林環境教育、学校林や緑の少年団等の多様なタイプのフィールドや団体を県が仲介・斡旋して、企業による森づくり活動等を促進するものである。

その一環として取り組みが検討されているのが、協定に基づく取組内容に応じて、主にインプットの部分についての認定書の発行及び表彰を静岡県が行うものである。現在は検討段階であるが、定量的な効果測定が難しい従業員の参加や地域との連携に関する要素を組み込んでいる点に特徴があり、今後の展開が注目される。

出典：静岡県「静岡森づくり情報」より

図 3-14 静岡県「未来の森サポーター制度」認定書(例)

4) アウトプット型

アウトプット型には、主に国有林や都道府県を中心として、協定を締結した「法人の森林」や「企業の森」における環境貢献度について算出し、その評価結果を認定証等の形で企業に提示するものが中心といえる。

そして、これらの取り組みをプレスリリース等によって公表したり、都道府

県の温暖化防止条例に基づいて事業者排出量削減計画の目標達成の補完的手段として森林による吸収量を充当できるようにしたりするなど、多様な創意工夫に富んだ方法が見られる。

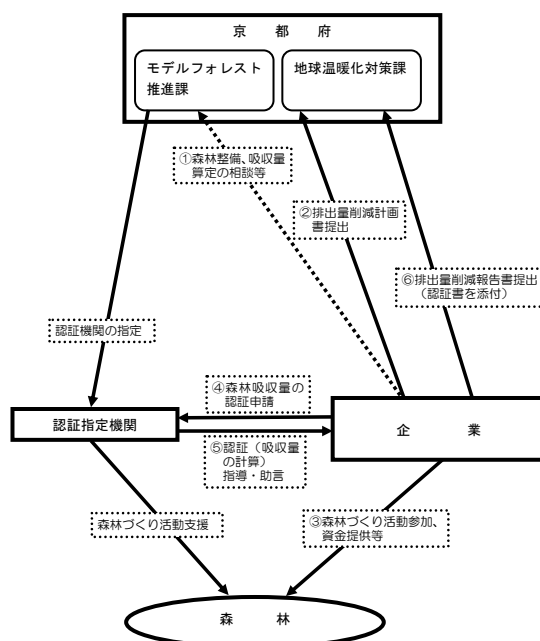
但し、二酸化炭素吸収量等を中心に、国有林は公共事業における事前評価手法を、和歌山県は 100 年分の固定量の推定値を、また高知県は実質的な成長量を測定する方法を採用するなど、その算出方法が異なっている点は今後の課題と言える。

なお、ここでは上記のような制度については具体的な事例紹介は、暖化防止条例に対応させた制度を構築するなどで代表的な取り組みをしている京都府の事例のみとし、その他の特色ある制度を中心に概観するものとする。

⑭ 京都府「京都府森林吸収量認証制度」

その中、「京都府地球温暖化対策条例」では、“森林の保全及び整備”を地球温暖化対策の一つとして位置付け、事業者排出量削減計画の目標達成の補完的手段としてこれを認めている。

なお、事業者が森林の保全及び整備を地球温暖化対策の一つとして事業者排出量削減報告書に記載するためには、「京都府森林吸収量認証制度」による認証（森林吸収量の算定。認証機関：「京都モデルフォレスト協会」）を受ける必要があることとなっている。



出典: 京都府「森林吸収量認証制度」より

図 3-15 京都府「森林吸収量認証制度」フローチャート

⑮ 和歌山県「『企業の森』に関する経済波及効果等推計調査」

和歌山県では、「企業の森」事業を平成 14 年度から開始し、5 年が経過した平成 18 年度に、「企業の森」事業推進に伴い派生する様々な効果のうち、経済的な効果について推計することで、県民が理解を身近なものとし、本事業に対する評価を明確にし、事業協力を促進することを目的として、経済波及効果等の推計調査が行われた。

推計調査は、(1) 参加団体の支出に基づく経済波及効果額の推計と、(2) 森林の公益的機能の経済的価値評価額の推計の 2 つを合算して算出された。

前者については、参加団体が契約した「企業の森」の運営に関わる支出の内容と金額（森林整備としての植栽・保育に加えて、イベントを行うための必要経費、並びに観光消費額も含む）をもとに、和歌山県産業連関表を使って経済波及効果額の推計がなされている。

また、後者については、平成 13 年 11 月の日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価」の経済的価値評価により推計がなされている。

これらを合計すると、和歌山県では 5 年間の取り組みを通して、18 億 6 千万円の経済波及効果を有すると算出されている。この様に、企業等による森づくり活動が発揮する社会的価値を幅広く公表する際には、このような評価は訴求力があり、興味深い取り組みであるといえよう。

⑯ 北海道「森林機能の評価基準」

北海道は、森林のもつ多面的機能を道民に分かり易く説明し、森林に対する理解を深めることで、「北海道森林づくり条例」において定めた基本理念の 1 つである「道民との協働による森林づくり」を推進することを目的として、「森林機能の評価基準」を定めた。

ここでは、森林が持つ機能を、①水土保持機能、②生活環境保全機能、③生態系保全機能、④文化創造機能、⑤木材生産機能に区分しているが、現在の森林を「めざす森林」の姿と比較することで、点数や段階で評価できるようにしている点に特徴が見られる。

特に、生物多様性機能や文化創造機能において、定性的要素であるものの、得点化することで定量的評価が行えるような手法を導入している点である。生物多様性機能においては、鳥類、植物の多様性や、森林の自然度、そして隣接・周辺環境の自然度等をもとに、点数化する仕組みとなっている。また、

文化創造機能においても、5つの評価軸のもとに11の評価するポイントを設け、それぞれに点数化が試みられている。この為、地域の森林の豊かさをひも解く「ものさし」が提示されており、示唆に富んでいるといえよう。

また、この評価手法の活用に向けて、実践のための「野帳」や、機能が高度に発揮されていると思われる道内の森林における実際の評価結果がWEB上でも紹介されており、多くの道民等による活用が想定されている点もこの取り組みの特色であるといえよう。

なお、本来は定性的な性質を持つ要素を定量化しようとする、その指標の範疇に入りにくい要素が評価対象とはなりにくくなるというマイナスの側面も懸念され得る。しかしながら、この基準の解説においても、評価結果が点数やランク付けなどで表されるが、結果そのものに拘るのではなく、その原因（評価の経過）について説明することの方がより大切であり、この評価基準を用いる際に、数ある森林の構成要素のうち何に着目し、評価を行うかということ十分に理解することの重要性が指摘されており、この点が留意されれば、十分有効性を発揮することができるツールになると考えられよう。

表 3-11 文化創造機能測定の評価軸

評価軸	評価するポイント	評価方法(それぞれ3点満点)
固有性	● その地方にしかない種・群落・生態系がある ● 地名に由来する名前のついた生物がいる ● 地域あるいはもっと広範囲で減少しつつある要素がある	道内に広く知られている(3点) 地元や愛好家に限られている(2点) 要素がない(1点)
自然性	● 広葉樹林・針葉樹林・溪流など多様な自然が見られる ● 魅力のある植物群落を含む ● 野生動物の痕跡がみられる	最低を1点として、Yesの数だけ1点換算
郷土性	● 古くから継承されてきた要素がある ● 地域の生活文化と関わりの深い要素がある ● 地域のシンボルとして親しまれる要素がある	道内に広く知られている(3点) 地元や愛好家に限られている(2点) 要素がない(1点)
傑出性	● 高さ、広さ、古さ、美しさ、特殊さなどの点において傑出している	全道的に見て傑出している(3点) 地域的に見て傑出している(2点) それ以外(1点)
眺望性	● 人工物と森林の調和が取れている ● 多くの人の目に付きやすい	最低を1点として、Yesの数だけ1点換算

出典:北海道「森林機能の評価基準」より

〇森林機能評価基準の実践

水土保全機能(水と土を守るほうき)

1. 評価の対象とする流域を決めます

流域(降った雨が川に流れ込む範囲)を決めるため、図面に沿って川の右流側などのポイントを決め、流域を結んだ線で囲みます。

2. 流域全体の面積を求めます

プラニメータや点格子紙という道具などを使い、流域内の面積(A)を測ります。

3. 流域を溪畔域面積と山地斜面面積に分けます

図面に描かれた川の長さ(L)を測り、左右30mの幅を挟んだ面積を溪畔域の面積(B)とし、残りを山地斜面面積(C)とします。

4. 水土保全のはたらきを低くする箇所の面積を山地斜面、溪畔域毎に求めます

木の混み具合や下草の生え具合や土砂崩れなど森林や地表面の状態を写真から判断したり、現地で調査したりして、①、②の区分に従い、溪畔域・山地斜面ごとに面積を出します(F、G、I、J)。

①水量、水質を低下させる項目と減点点数

減点項目	地表面の状態	その例	減点点数	減点率
①水量	森林土壌に草や低木が生えていない	草の茂った谷(伏根地、山火事後、受容)	10	0.9
	森林土壌の上で草や低木が生えていない	森林集約のため農土や農地と区別された農地	10	2.0
	砂・粘土・火山灰などが露出	露地、*土壌及び砂利のない地	67	100.0
	人が土を入れた後の露地や砂利地	露地、*土壌及び砂利のない地	67	69.7
②水質	人が土を入れた後の露地や砂利地	スエー、牧草地、*砂利地	51	3.7
	露地、*土壌	水田、貯水ダム	51	8.7
	森林土壌に草や低木が生えていない	露地が露出した状態、*森林地	100	7.0
	森林土壌の上で草や低木が生えていない	森林地が露出した状態、*森林地	100	0.4
③土砂	砂・粘土・火山灰などが露出	樹木が侵入してきた露地	10	1.0
	人が土を入れた後の露地や砂利地	樹木が侵入してきた露地	46	76.7
	露地、*土壌	人が土を入れた後の露地や砂利地	46	53.4
	森林土壌に草や低木が生えていない	露地、*土壌	34	2.6
④水質	砂・粘土・火山灰などが露出	十分隠れていない砂	2	1.1
	人が土を入れた後の露地や砂利地	露地や砂利が露出した状態	30	59.5
	露地、*土壌	*土壌及び砂利のない地	30	40.6
	森林土壌に草や低木が生えていない	*砂利地	21	1.7
⑤水質	砂・粘土・火山灰などが露出	露地、*土壌	50	-
	人が土を入れた後の露地や砂利地	露地、*土壌	50	-

*の減点項目は(原則として)溪畔域に存在する場合は減点しない。

②土砂の露地を防ぐはたらきを低下させる項目と減点点数

減点項目	森林の状態	減点率	山地斜面	山地斜面
②土砂	林齢15年以下	87	①溪畔	②山地
	林齢15年以上	100	①溪畔	②山地

5. 樹木が茂り、下草などがある林を100点とし、減点点数を算出します

①②で求めた溪畔域・山地斜面ごとの水量、水質、土砂崩れを防ぐはたらきを低下させる項目について点数を下式より算出します(低下面積の同一区分に2カ所以上ある場合、各々の減点率を合計します)。

区分	減点率	山地斜面	山地斜面
①水量	100点-①D(溪畔域の水量減点率)×F(溪畔域面積)÷B(溪畔域面積)	100点-①D(山地の水量減点率)×G(山地斜面面積)÷C(山地斜面面積)	SW
	100点-①E(溪畔域の水質減点率)×H(溪畔域面積)÷B(溪畔域面積)	100点-①E(山地の水質減点率)×I(山地斜面面積)÷C(山地斜面面積)	SG
②土砂	100点-①H(溪畔域の土砂崩れ減点率)×J(溪畔域面積)÷B(溪畔域面積)	100点-①H(山地の土砂崩れ減点率)×K(山地斜面面積)÷C(山地斜面面積)	CL
	100点-①I(溪畔域の水質減点率)×L(溪畔域面積)÷B(溪畔域面積)	100点-①I(山地の水質減点率)×M(山地斜面面積)÷C(山地斜面面積)	CL

6. 4つの機能の点数を算出し、総合評価します

算出方法	評価結果
水量・水質総合機能=RW×0.5+SW×0.5	4つの機能の点数÷4
水質保全機能=RW×0.9+SG×0.1	
土砂崩れ防止機能=DL×0.5+CL×0.5	
土砂崩れ防止機能=(RW+DL×1/2)×0.8+(SG+CL×1/2)×0.4	

① 水土保全機能評価の考え方!

流域を選ぶ方法

・流域とは、降った雨が全て、対象とする川に流れ込む範囲のことです。大きな河川から小沢まで様々な大きさの流域があります。この中で、山地や丘陵にある森林地帯を対象として、渓谷や尾根、林道、河川などの自然地形を利用した区画である「林道」の面積(数ha)の大きさの流域を想定しています。

・対象流域を選定する際の目安としては、
① よく集約した流域を選定する
② 伐採などの影響があり、住民からの苦情などが想定される
③ 下流で水利用がなされている などがあげられます。

〇評価方法の着目点

水土保全機能の評価するためには、実際に川の流量や水質を直接測定することが望ましいですが、観測することは大変な作業を要します。今回は、水土保全機能に重要な影響を与えている、2つの要因(「地表面の状態」と「樹木の茂り具合(樹冠被度)」)に着目して、それらを総合させた項目に区分して、その項目の流域に占める面積の割合により評価することとしています。

流域面積の測定方法

1. 空中写真や図面において、川の合流点などのポイントを決め、尾根を結んだ線で囲みます。
①尾根の線は等間隔と直角になるよう線を引きます。

2. 区画の外周線をもとに面積を測定する「プラニメータ」や、上から点格子のついた透明なシートをかざして点数による面積判読を行う「点格子板」などの道具を使い、面積を測ります(3回程度行って平均してください)。
※①らを使用して、正確に測定することも可能です。

② どうして山地斜面と溪畔域に分けるの?

同じ面積の斜面でも尾根の近くにある場合と川の近くにある場合では、川の水質や水質に及ぼす影響が異なります(川に近い箇所では崩壊が起きた場合、その影響が大きくなるのが考えられます)。このため、山地斜面と溪畔域を区分してから評価を行うことにしています。

水土保全のはたらきを低くする箇所の面積を求める手順について

①樹木に覆われていない箇所(被覆面積1割以下:無立木地)の地表面状態の確認
空中写真や森林調査などにより、無立木地を特定します。
この箇所について、地形図や土地利用図なども見て、おまの調査を参考に地表面状態を確認します。

②部分的に樹木に覆われている箇所(被覆面積1〜4割:樹冠被度が低い)の地表面状態の確認
①同様、被覆率が低い箇所を特定し、地表面の状態により区分します。
①同様、被覆率が低い箇所を特定し、地表面の状態により区分します。

③樹木が繁茂している箇所(被覆面積4割以上:樹冠被度が中以上)の地表面状態の確認と過去の伐採の確認
被覆率が中以上の箇所でも同様に区分を行います(間伐された林分でも草や低木などが繁茂していることもあるため、できれば現地でも草や低木が生えていないか確認の状態を確認してください)。
なお、過去地や砂利でも、現在の被覆率が中以上であれば「下層植生のある土壌」または、「下層植生のない土壌」にします。

④溪畔域における林内路網の確認
溪畔域に林道、作業道、集材路、土場がある場合には、面積を測ります。
樹冠の状態から、中以上、高、無立木に区分したあと、林道は4m、作業道や集材路は3mとして、次の式で路面面積を求めてください。
路面面積=林道延長(m)×4/10,000+(作業道延長+集材路延長)(m)×3/10,000
の面積は、空中写真で判読できるほどのサイズであれば読み取ります。

出典:北海道「森林機能の評価基準」ホームページより

図 3-16 北海道「森林機能の評価基準」の実践のための野帳(水土保全機能)

(3) 類型別の評価制度の目的と特徴

(2)で紹介した各分類の評価制度は、それぞれの特徴を評価要素・手法及び公表方法という観点で大まかに整理すると、表 3-12 のような特徴付けをすることができる。

表 3-12 分類別の評価手法の概要

	分類	性質	評価要素・手法	公表方法
マネジメント タイプ	組織・事業評価型	定性	○総括的な要素を明示 ○自己評価が中心	なし(一部で外部公表を想定)
	森林・緑地評価型	定量 定性	○体系的に基準を明示 ○第三者による現地審査	マーク付与によるブランド
活動・効果 等認定 タイプ	インプット型	定量 (定性)	○活動の実施・経費投入 ○協定締結・感謝状	協定書・マーク・プレスリリース等
	アウトプット型	定量 (定性)	○森林の公益的機能 ○定量的評価(貨幣換算等を含む)が中心	認定証付与 プレスリリース等

— 57 —

また、この4つの分類の評価制度の事例を概観すると、それぞれの分類毎の目的や特徴は、以下の傾向が見られた。

1) マネジメントタイプ

① 組織・事業評価型

(目的) 企業や NGO 等が、組織運営や事業活動に対して総合的に自己評価を行うことで、効果的な取り組みへの発展・成熟を促進することを目的としたマネジメント・ツールとしての特色が多く見られた。情報公開を第一義とはしていないが、説明責任を果たす観点から情報公開を視野に入れた制度も多く見られた。

(特徴) 組織運営や事業活動は、社会の多様なステークホルダーから、様々な観点から評価されるものである。しかしながら、組織運営や事業活動を執行する際には、総括的に捉えて自ら検証・評価する機会とは自発的には生まれにくい傾向にあることから、行政等による公的組織により、企業や NGO 等が主観的ではありつつも自らの組織や活動を多角的に認識し、自ら検証・評価することで、自主的・自発的に組織運営や事業活動の改善・発展を促進する自己評価ツールの開発は、有効性が高いと考えられる。

特に、企業による CSR 活動や NPO 活動は、個々の組織の問題意識や特性をもとに、多様な取り組みが自主的・自発的に行われることから、特定の価値判断に基づいて画一的に評価することは困難である（多様性や自発性を否定する評価要素となる危険性がある）ことから、このように認定・公表を前提としないこの類型の評価制度が多く見られることは必然性があるといえよう。

② 森林・緑地評価型

(目的) 森林経営や緑地保全活動の実態について、一定の基準・指標を定めて、第三者による客観的かつ厳格な現地審査を行うことで、優良な取り組みを認証・ラベリングする制度である。これを行うことで、当該森林・緑地で行われる生産活動や保全活動について、ブランド化等による付加価値の増大を図り、市場や社会等における優位性の向上が目指されている。

(特徴) 認証・ラベリングによる市場・社会等での優位性を高める側面に加え

て、体系的に基準・指標が提示され、第三者による客観的な審査が行われるというプロセスを経る中で、森林経営や緑地保全に関わる多様な主体が、事業・活動が内包する多様な社会的要素について認識を深め、意識的な取組を進め、改善・発展が図られるという副次的な特徴も見られる。また、第三者との審査時の情報交換を通して、様々な学習効果も期待することができるといえよう。

なお、認証・ラベリング自体が市場・社会での優位性を十分に示すには至らず、制度の価値が十分に発揮できていない場合も少なくないが、近年持続不可能で社会性の乏しい森林経営や保全活動が散見される中では、これらの制度への社会的要請は高まりを見せている。

他方で、厳密に第三者が審査・評価する制度は、自主的・自発的に活動を行っている主体の意欲を減退させる危険性があるため（これらの活動の実施は義務ではないため）、一定の配慮が必要でもある。

2) 定量的評価タイプ

③ インプット型

(目的) 企業や NPO、あるいはボランティアの参加者等の活動を促進する観点から、森づくり活動の取り組みそのものや、活動への参加実績といったインプットの要素等に対して、行政等が“お墨付き”的な協定を締結したり、感謝状や認定証等を発行したりするものである。このような制度を設けることによって、企業や NPO 等が行っている活動が社会性ある活動であることを行政等が“認定”しているものと解釈することで、森づくり活動の実施意欲を喚起したり、実施主体の満足感を高めたりする効果が期待されるものである

(特徴) これらの取り組みは、行政が企業等による森づくり活動を支援する際に“お墨付き”的に企業等と協定を締結したり認定証や感謝状を発行し、さらにその取り組みを行政等がプレスリリース等を通して社会に公表するケースが多く見られる。このことは、メディア等の露出が高まることで、社会への認知の高まりに繋がり、結果として社会的評価という定性的な価値を向上させる側面に特徴があるといえる。

また、感謝状等を発行している事例を概観すると、社内報や環境報告書等でも掲載されるケースが多いことから、内部での定性的な評価を高める手法としても有効であることが推察される。

さらに、生駒の森運営協議会「森の貯金箱 CO2」のように、企業等からの協賛商品の提供を受けることで、参加者の活動意欲を喚起する仕組みは、今後の運動展開を図る上では示唆に富んでいるといえよう。

④ アウトプット型

(目的) 森林保全活動の実施を通して森林の多面的機能の向上等を定量的・定性的に測定し、インプット型と同様に、行政等によりそれらを公表することにより、企業・NPO等の活動の活性化を図るものである。

特に、森づくり活動は長期にわたって価値が創造される取り組みであるため、一般的にはその成果は分かりにくい場合が少なくない。その為、アウトプットの社会的価値を幅広い主体が理解できるような具体的な評価制度を設けることによって、森づくり活動自体の理解者や協力者を拡大していくことが期待されるものである。

(特徴) 古くから森林分野では、森林の有する多面的機能の評価額を貨幣評価等が行われてきたが、近年は経済波及効果を含めた評価手法等へと広がりを見せている。また、特に近年は、地球温暖化防止問題への社会の要請の高まりを受けて、二酸化炭素固定量を行政の条例に基づく事業者排出量削減計画の目標達成に充当するなどによって、評価制度で算出した数値自体を新たに実用的な価値を持つデータとして昇華させる取り組みも広がっている。

また、CO2 固定を視野に入れた定量的評価と認証や表彰などは一定の成熟を魅せており、今後は定性的な評価手法の構築が期待されるといえよう。

3) 小括

上記の4つの分類の評価制度は、様々な志向性を有した制度であることもあり、それぞれある目的では長所となりつつも、異なった目的となると短所となる可能性がある制度といえる。その為、定性的な評価手法の開発に向けて検討を進める際には、まずは基本的な志向性とそれを実現するためのフレームを確立することが肝要である。それぞれの事例を概観しつつ、それぞれの特徴を生かしながら、到達点をイメージしながら制度設計する必要がある。

具体的には、マネジメント型と活動・効果等認定タイプの特徴の違いとしては、次のような点があげられる。前者は「内部評価」に軸足を置いて、自主的・

自発的な事業の検証・改善を図ることに力点が置かれているために、外部評価については強く重視した制度とはなっていない場合が少ない。しかしながら、「PDCA サイクル」や「多様なステークホルダー」への配慮を強調することで、外部の視点を考慮した内部評価が進められる制度設計が可能と言える。

一方で、後者については活動そのものに対する社会的評価を向上させる点に力点が置かれているため、より訴求力があり、波及効果が高まるように、第三者である行政や公的機関による関与と、多様な手法での社会への公表・発信が可能なスキームを構築することが肝要となる。そのため、「内部評価」や「PDCA サイクル」はあまり考慮されないため、団体の活動の内発的な成熟・発展を直接的に促進する役割は弱くなってくるといえる。

しかしながら、それぞれの手法は、どちらが良い・悪いということを判断すべきではなく、双方の手法の強みを活かして共存させながら、森づくり活動が内発的にも外発的にも活性化するような方向性を模索することが賢明である。

また、企業等による森づくり活動の社会的評価の向上を促進するという観点では、多様な活動を認定・公表する手段を創設し、「社会的評価」を多面化・多段階化できるように、多様な「評価手法」を検討することが賢明であるといえよう。

2 定性的評価手法の開発に向けた基本的視点

第1節を踏まえて、本節では、定性的な評価手法を検討する際に重要と考えられる視点を、以下の5つの側面から整理した。

(1) 社会的評価を向上する多様な仕組み

定性的な評価手法を開発が要請される背景には、企業等が森づくり活動を行った際の「社会的評価」の向上を図る観点があげられる。しかしながら、「社会的評価」を向上させる際には、いわゆる狭義の効果測定や表彰等の「評価制度」に限らず、インプット型やアウトプット型の事例紹介でも見られたように、行政等による協定締結やプレスリリース等による公表等も重要な手法であるといえよう。

そこで、企業等による森づくり活動の「社会的評価」を向上させる多様な仕組みを整理すると、以下の4つのタイプが想定されるといえよう。

表 3-13 活動の社会的評価を向上させる4つの仕組み

タイプ	仕組み	価値創出の特性
【タイプ①】 森づくり協定の締結	公益活動のパートナーとして、行政等が私企業を“認定”する仕組み	行政と協働で公益活動を担っていることの表現が可能(信頼性の向上)
【タイプ②】 行政等による公表(プレスリリース、ホームページ、広報誌等)	公益活動の担い手の活動を、行政がお墨付きして“公表”する仕組み	行政等の普及啓発媒体を通すことで、多角的な広報活動が可能
【タイプ③】 効果等測定(定量的評価・定性的評価)	公益活動の効果の測定手法を、行政等が“提示”する仕組み	「企業の森づくり」が生み出す社会的価値を可視化することが可能
【タイプ④】 第三者評価(行政等による認定、条例における位置付け、感謝状贈呈、表彰等)	公益活動の効果を、行政等の第三者が“検証・公表”する仕組み	「企業の森づくり」が生み出す、新たな価値の創出が可能

なお、これらの4つのタイプの仕組みは、相互不可分の関係はあるが、それぞれが競合・重複する要素とはいえず、表 3-14 のように、「インプットとしての要素」と「アウトプットとしての要素」、「認定・登録という行為」と「公表・表彰という行為」というように区分して整理することができる。

つまり、要素や行為から区分して4つのタイプの手法を効果的に活用することで、4つの側面から企業等による森づくり活動の社会的評価を向上させる機

会を設けることができるといえ、それらが相乗効果を発揮できるように枠組みを構築することが賢明であるといえよう。

表 3-14 4つの評価手法のタイプのポジショニング

	認定・登録	公表・表彰
インプット	タイプ①	タイプ②
アウトプット	タイプ③	タイプ④

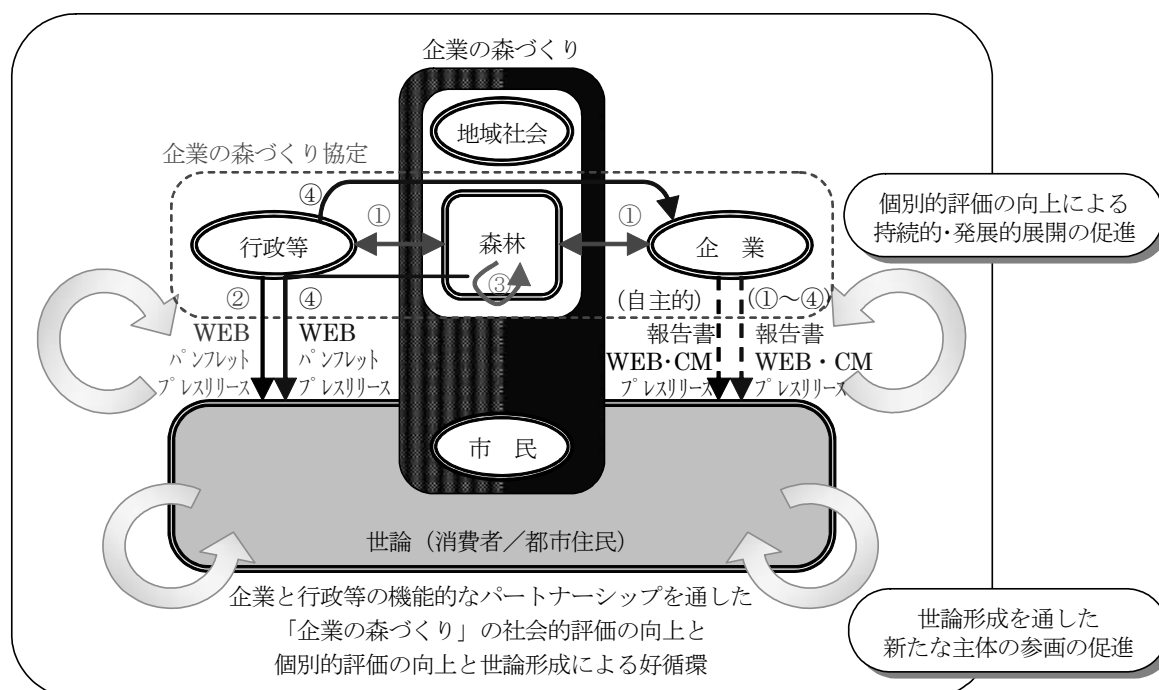


図 3-17 4つのタイプの評価手法が発揮する機能(イメージ)

(2) 企業・森林双方の価値向上を図る視点

企業や NPO 等により森づくりが行われる際には、森林・林業関係者にとっては、持続可能な森林管理を行うことは目的となるが、企業の CSR 活動や NPO 等の活動にとっては、持続可能な森林管理はあくまでその団体の目的を達成するための手段として位置付いているといえ、それを留意することが肝要となる。

企業を例に、その価値構造の違いを図示したのが図 3-18 である。森林分野においては、持続可能な森林管理を実現する価値構造は、FSC や SGEC 等の認証制度によって規定されている要素によって構成されるといえるが、企業等にとっての活動を推進する際に必要となる価値構造は、経済同友会「企業評価基準」や日本経団連「CSR 推進ツール」等で提示される項目によって構成され

る。その為、企業等の活動を促進していくためには、森林分野の価値構造にも対応しつつ、企業の価値構造にも対応した価値を発現できる事業を実施していくことが必要であり、双方の視点を包含し、それぞれの取り組みを相乗的に高めていくフィルターとして評価制度が構築されることが賢明といえる。

特に、一見同じ目的のもとで実施される活動であっても、企業と森林でそれぞれの価値構造の中では、位置付けが異なってくる場合には留意する必要がある。例えば、従業員に対する環境教育の活動は、企業の価値構造では「環境」の分類の活動と捉えられるが、森林の価値構造では「社会」の分類で位置づけられる。また、地球温暖化防止としての森づくりを行う取り組みも、企業によっては、海外等で大面積の森づくりを行い、一定の排出権が取得できる場合は「環境」に位置づけられるが、国内で行われている小面積の森づくり活動の場合は「環境」（環境貢献）の活動としては位置づけにくく、「社会」の分野での社会貢献の活動として捉えられる場合が少なくない。これは、企業の CSR・環境報告書等における「企業の森づくり」が記載されているページを概観すると、その実態が推察できる。

この為、両者の目線を配慮して、企業等の森づくり活動を検討し、またその活動を促進する評価制度を検討することが賢明であるといえよう。

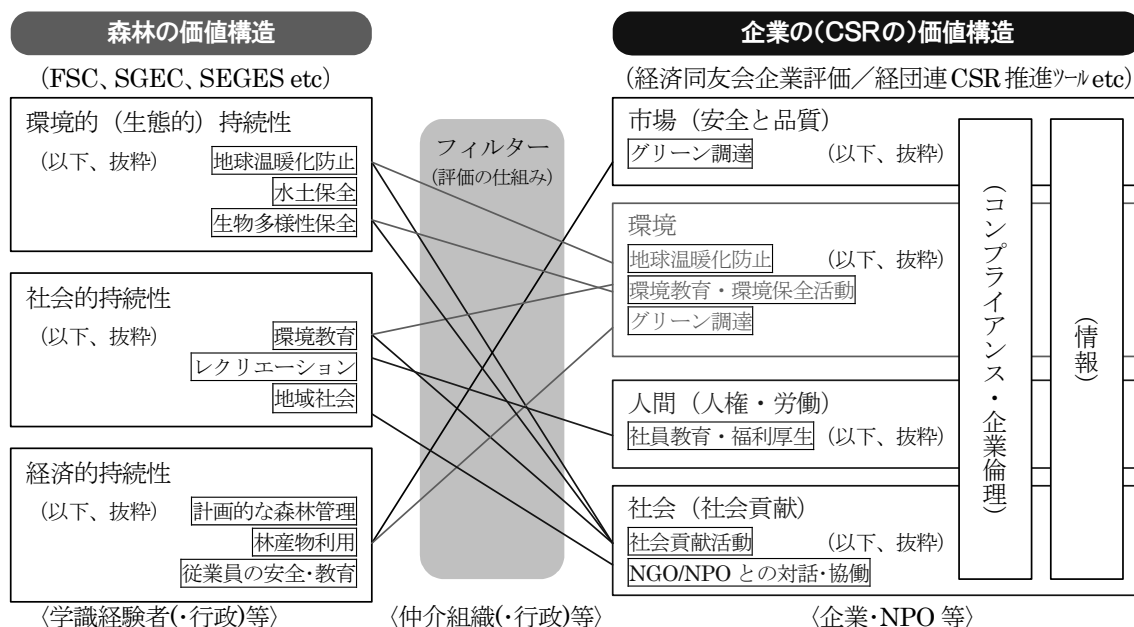


図 3-18 森林と企業等の価値体系の融合のイメージ

(3) 森づくりを通して発揮する3つの社会性と企業・地域・社会のWIN-WIN-WINの関係づくり

(2)の要素の延長ともいえる視点ではあるが、「国民参加の森林づくり」として企業や市民等が参加した森づくり活動を促進する際には、参加する企業等と受け入れる地域、そして幅広い社会全体のそれぞれがメリットを享受しながら支えあえる、WIN-WIN-WINの関係が構築できるようにデザインすることが賢明である。持続的な活動を展開するためにも、何れかの主体のみがメリットを享受し、それを他者が支える関係とならないような配慮が不可欠である。

表 3-15 森づくりを通した3つの社会性と企業・地域・社会にとっての価値づくり

① 森づくり(地域づくり)——「森林(地域)」の変化に係る価値(社会性)	
企業	森林保全・整備活動を通した公益的機能の発揮による社会性(環境的側面) (例)「企業の森づくり」を通した工場上流域の森林保全や身近な里山の再生等
地域	森づくり活動時の地域の商品・サービスの購買等を通した社会性(経済的側面) (例)「企業の森づくり」活動時の指導者派遣や地域のバス等の利用、飲食・宿泊等
社会	企業の森づくりを通した森林の利活用の促進により森林の社会的価値が向上される社会性(社会的側面) (例)「企業の森づくり」による体験活動の機会提供や、森林整備後のフィールドの開放等により、保健・文化・教育的機能の価値の発現
② 人づくり——「人」の変化に係る価値(社会性)	
企業	森林の公益的機能及び森林管理の重要性の環境教育の実施による社会性(従業員) (例)各社の従業員参加による「企業の森づくり」の実施とそれに付随する普及活動
地域	都市住民等との交流活動を通した地域・林業の魅力の再発見等による地域活性化による社会性(地域住民) (例)従業員等の参加による「企業の森づくり」活動の実施とそれに付随する交流活動
社会	広報活動を通した消費者への普及啓発による社会性(都市住民) (例)「企業の森づくり」に係る広告宣伝やコーズ・リレーティブ・マーケティングの手法を用いた費用調達等
※その他、NPO とのパートナーシップを通した NPO・ボランティアの育成等の側面も想定される。	
③ 社会づくり——「価値・システム」の変化に係る価値(社会性)	
企業	本業の経営資源の活用を通した、新たな循環型の森林保全や木材利用に資する商品・サービスの開発と消費者への普及啓蒙の促進を通した社会性(市場の転換) (例)コクヨによる「間伐材商品」販売等
地域・企業	環境と調和した企業・地域としてブランド価値向上を通した社会性(価値の転換) (例)各種企業による環境配慮姿勢のPR、活動を通した各都道府県の地域ブランド価値向上としての促進、企業参加による林業や山村地域の価値の見直し(誇り)等
社会	応益分担や持続可能な林業・地域社会づくりを通した社会性(社会システムの転換) (例)東京電力による「多摩川源流森林再生事業」支援等

そこで、企業等の森づくり活動の実施を通して創出することを目指す価値を、森林（地域）・人・社会に分類し、それぞれ“森づくり（地域づくり）”、“人づくり”“社会づくり”としての取り組みにおいて、企業・地域・社会の3者がWIN-WIN-WINの関係となれるようなメリットを表3-15に整理した。

このように、企業等の森づくり活動によって創出されることが期待される価値（社会性）は、立場が異なると、その要素も性質も異なってくるものである。そして、これは「手間がかかり困難が多い事象」と捉えるのは賢明でなく、さまざまな視点に配慮することで、多くの活動を行わなくとも1つの活動でも実に多様な側面からの価値（社会性）を生み出すことができるものと解するのが賢明である。

そのため、個々の活動の実施を促進する際には、立場や視点の違いへの配慮を促すことによって、活動が生み出す価値を多様化していけるように配慮することが重要といえよう。

つまり、これを評価手法の創出の観点から解すれば、多様な立場・視点からの価値創出を図れる目線を評価手法が提示することでできれば、その評価手法は大きな役割を発揮することができるといえよう。

（４）自主的・自発的活動における自己評価ツールの重要性

内閣府国民生活局市民活動促進課では、平成13年度に『NPO活動の発展のための多様な評価システムの形成に向けて』とした調査を行い、NPOにおける評価のあり方について、3つの心得と6つの工夫をとりまとめた。

これによれば、自主的・自発的な活動であるNPO活動に対する評価制度を検討する際には、①NPO評価の目的は最終的にそのNPO法人のためにあること、②「評価ありき」ではないこと、③評価は万能ではないこと、が指摘されている。

また、より良い評価とするための6つの提案には、評価を媒介としながら自主的な活動の具体化や、今後の発展方向を自らが定めていけるような視点に関する提案がなされている。

こうしたことから、自主的・自発的な企業等による森づくり活動の評価手法を開発する場合は、森林整備・保全活動についてはいわば素人である企業等の活動を厳格に評価するのではなく、評価ツールを用いることで、如何に企業の取り組みを活性化させられるか、また森づくり活動を発展させられるか、という示唆が得られるような評価手法を提示することが賢明であるといえよう。

表 3-16 「NPO評価」のための3つの心得と6つの工夫

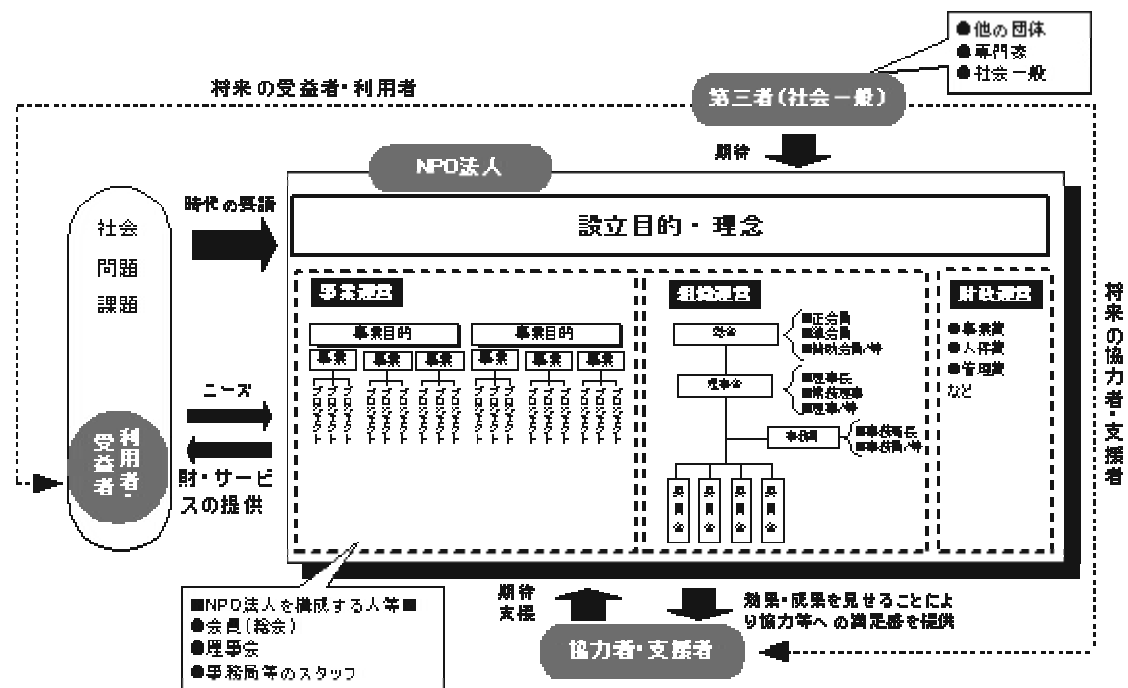
〔1〕 3つの心得(NPO法人が「NPO評価」に取り組むにあたり大切なこと)	
①「NPO評価」の目的は、最終的に、そのNPO法人のため	NPO法人が評価に取り組むことは、世のため、人のため、NPO法人のため
②「評価ありき」ではない	「評価」は、その結果を活かしてこそ意味がある
③ 評価は万能ではない	NPO法人の持味である先駆性、機動性など、測りきれないものもある
〔2〕 6つの工夫（より良い評価とするための6つの提案）	
① まずは自分でやってみる	内部評価がはじめの一步
② ゴールを思い描く	NPO法人が描く“目標”や“理想”を振り返る
③ 評価する目的を考える	“何のために”を考える
④ 目的に見合ったアプローチや手法を選ぶ	そのNPO法人がやり方を選ぶ
⑤ 身の丈に合った進め方を考える	評価の負担を少なくする
⑥ 評価の結果を公表してみる	支援者の理解を深めるために

出典：内閣府国民生活局市民活動促進課、『NPO 活動の発展のための多様な評価システムの形成に向けて』、平成 14 年 6 月より引用

（５）多様なステークホルダーへの配慮

日本経団連の「CSR 推進ツール」等をはじめとして、各種自己評価ツールにおいて指摘されている要素に、ステークホルダーへの配慮があげられる。前項（４）でも紹介した内閣府の調査においても、NPO 法人を取り巻く多様なステークホルダー等とその主体にとっての NPO 法人に対する評価の視点への配慮は、図 3-19 にあるように多様なであり、詳細に記されている。

企業や NPO 等が森づくり活動を実施する際には、企業や NPO を構成するメンバー（会員・従業員や理事会、事務局・担当窓口）等から、その活動の参加者・受益者、協力者・支援者、そして社会一般の第三者と、幅広い主体を配慮する必要があるといえ、様々な主体への配慮がなされるように、評価手法を開発することが賢明であるといえよう。



出典:内閣府国民生活局市民活動促進課,『NPO 活動の発展のための多様な評価システムの形成に向けて』、平成 14 年 6 月より

図 3-19 NPO 法人を取り巻く主体と NPO 法人に対する評価の視点

3 定性的評価手法の基本的枠組み

第2節まで検討を踏まえて、構築することが期待される定性的な評価手法の基本的なねらいとしては、企業やNPO等により実施されているさまざまなレベルや志向性を有している森づくり活動が、「持続性のある森づくり」として展開されるように、いかにそれを取り組む意欲を喚起するか、またいかに多彩な具体的な実践へと繋げていくか、という点にあげられ、これを促進していくために、多様な評価手法が構築されることが期待される。

そこで、これを実現していくために必要な評価手法として、以下の3つの基本的な手法と、2つの副次的な手法を構築することが賢明であると整理された。

基本的な評価手法の第一としては、「マネジメント・ツール」としての定性的な評価手法があげられる。企業・NPO等による森づくり活動は、基本的に「自主的・自発的活動であること」、「多様な価値を有する活動」であることから、第三者評価を行う前に、自己評価を中心とした手法を提示することで、活動を自主的・自発的に検証・改善・向上させていくことが懸命であるといえる。また、企業・NPO等による森づくり活動は、多様な主体が関与しているが故に、さまざまな波及的・発展的な活動展開の潜在的可能性を有しているといえ、それらの可能性を引き出し、高めていく観点からも、多様な視点を提示した「マネジメント・ツール」を開発することが期待されるであろう。

そして第二には、「持続性ある森づくり」を志向していくことに対する動機付けをしたり、社会的なムーブメントを創造したりしていくために、トップランナーを可視化し、社会的に研鑽していく仕掛けとしての「表彰制度」の創設が希求される。「表彰制度」において具体的にトップランナーを示すことで、社会的に要請されている運動の方向性を提示することで、さまざまな波及効果が期待されるであろう。

そして、第三としては、第二の「表彰制度」と対比するとボトムアップとしての動機付けとしたり、社会的なムーブメントを醸成していく仕組みとしての「マーク付与」の評価制度を創設することが想定される。これまで多彩な企業やNPO等による森づくり活動が展開されてきているが、「活動を行うことに意義がある」という形で活動の質については盲目的に扱われてきており、結果として地域の生態系を損なう森づくりや、植林後数年で放置されてしまうという社会性が担保されていない取り組みも散見される状況にある。そこで、企業やNPO等による森づくり活動が持続性ある森づくりとして各地で展開されるように、森づくりの施業面とともに体制面を配慮した取り組みが志向されるよう

な「マーク付与」の仕組みが創設されることが期待される。なお、この制度は、あくまでボトムアップの仕組みであるため、「マネジメント・ツール」を活用して持続性ある森づくり活動を実施することを社会に表明するレベルで、マークが付与される水準でよいと考えられる。

これらの3つのツールの関係性は、図 3-21 として整理されているように、「持続性ある森づくり」を実現していくために、ボトムとトップの双方を社会的に明確化するツールとしての「表彰制度」と「マーク付与」があり、それを縦に繋いでいく（自主的・自発的なレベルアップを図る）ツールとして、「マネジメント・ツール」があるという関係性である。

なお、既存の自主的・自発的に森づくり活動を行っている主体が、今回開発することを提唱する評価ツール（特に「マーク付与」）を活用していないがために、社会からマイナス的な印象として捉えられてしまう状況が生じることがないような配慮が必要となる。そのため、全ての森づくり活動において使用することが想定されてしまうツールと位置付けるのではなく、例えば、平成 19 年から政府一体となって取り組むこととされた「美しい森林づくり推進国民運動」等と関係性を設け、運動を促進していくツールとして位置付けて、“ツールを活用していない＝キャンペーンには参加していない”というニュアンスで捉えられる（持続性ある森づくりをしていない、というニュアンスでは捉えられない）ように制度設計することが肝要であろう。

また、上述の「マーク付」と「表彰制度」は、最もボトムの部分と最上位の部分を示すツールであるため、両者の間は隔たりが多いといえる。その為、多くの活動主体が「マーク付与」を経ってから「表彰制度」を目指して取り組みが進めていけるように、段階的に複数の評価手法を提示することで、自発性を喚起して、多くの主体がステップアップを志向する制度的枠組みを構築することが有効であると考えられる。

そこで、副次的な評価ツールとして、活動実績といったインプットをポイント化する「ポイント制度」や、一定のインプットやアウトカムを社会的に評価する「顕彰制度」を設けることが想定される。

これらの評価制度を総合的に構築しつつ、体系的に配置することで、図 3-22 のように、森づくり活動を未実施の団体でも容易に活動に着手し、そして優良事例へと近づけていき、また持続性ある活動に対して無関心な状態から、持続性への配慮を意図した活動、そしてその成果を生み出す活動へとステップアップしていくような運動の推進基盤が構築されることが期待されよう。

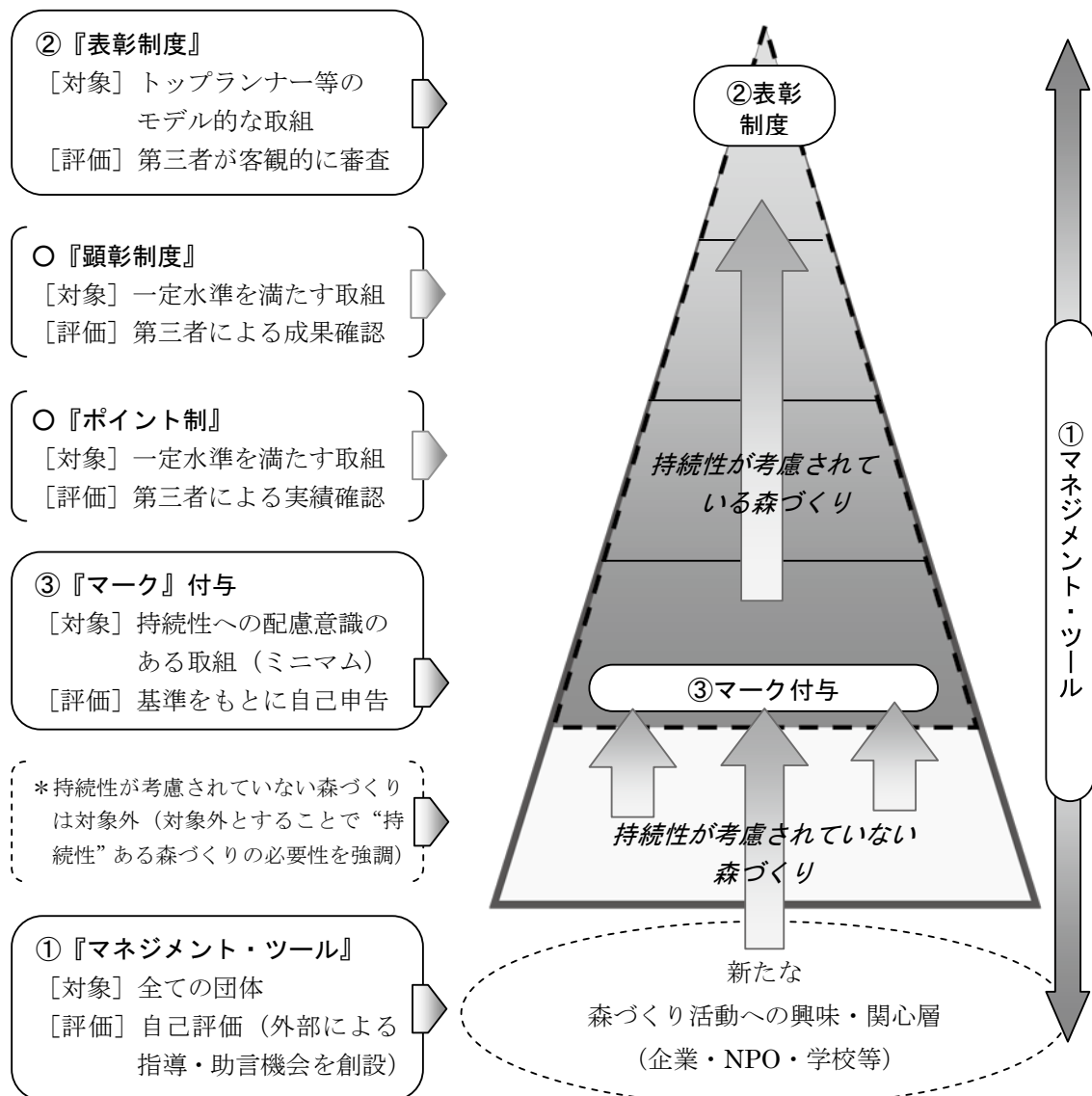


図 3-21 定性的評価ツールの開発イメージ

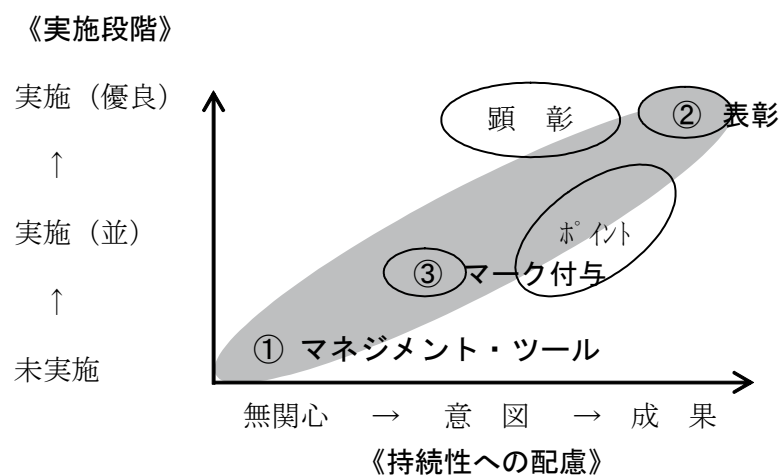


図 3-22 定性的評価ツールの活用によるステップアップ

4 定性的評価ツール（マネジメント・ツール）の開発

本年度の調査では、第3節で検討した評価ツールのうち、その基盤的な「マネジメント・ツール」について開発することとして、以下にその方向性や検討の経緯、そして具体的な細目の検討と利用イメージを整理することとした。

（1）基本的な方向性

森づくり活動を実施する際には、既存の手法でも指摘してきた通り、森林が生み出す多様な公益的機能を、多様なステークホルダーのニーズ等を踏まえて、適切かつ効果的に発揮させていくための手法を採用することが必要となる。その際には、森林の現況を多角的に把握するとともに、多様なステークホルダーのニーズを把握し、適切かつ効果的な手法の採用した計画を立案とその実行・評価を行っていくという PDCA サイクルに則った取り組みが必要となる。

それを具現化していく際には、森づくりや組織・事業運営が機能的・発展的になされていくような「マネジメント・ツール」が開発されていることが必要といえ、その基本的なツールとして、森づくりに関連する多様な要素について、初心者でも自ら確認できるチェックリストを開発することとした。

なお、その開発に際しての留意点としては、第一にそのチェックリストには、既存の企業や NPO 等による森づくり活動の実態を踏まえると、持続可能で計画性ある森づくり、安全な森づくり活動、地域社会への配慮等がなされるとともに、地域住民や林業事業体ではなく、企業や NPO 等が参加するからこそ発現できる価値が創出されるような活動展開が図られるように考慮することが必要といえ、それらを考慮することとした。

第二には、森林が生み出す公益的機能は実に多様なものが想定され、また「国民参加の森林づくり」として森づくり活動を実施する際には、森林所有者から地域住民、行政や林業事業体、そして企業や学校・NPO から都市住民まで、実に様々なステークホルダーが関係することとなる。そこで、それらの多様なシーズやニーズ等を踏まえて、機能的かつ発展的な森づくりがデザインできるように、想定される項目はできる限り項目化することとした。但し、個別具体的な項目を提示すると提示する項目が無限となってしまうため、基本的には求めるべき“価値”や“機能”を発揮するための“仕組み”をどの様に構築しているか、というフレームを問う項目を多くすることとした。

さらに、第三には特に図 3-18 に提示したとおりのように、森林と企業等といった異なる主体の価値構造をマッチングできるように配慮した。

（２）検討の経緯

第１章で整理した既存の森林の多面的機能の評価制度や認証制度と、企業のCSR活動やNPO活動のマネジメント・ツール等を整理・検討し、それを検討の基本的な視点としつつ、具体的な項目を検討する基礎とした。

また、評価ツールを開発する際に、制度設計を行った者のねらいと活用する団体の運用方法との認識が乖離しないように、評価項目を体系的に整理している既存の評価制度を開発した「緑の循環」認証会議（SGEC）と、都市緑化基金（SEGES）を対象としたヒアリング調査を行った。これを通して、既存の評価制度の機能面や運用上の実態面を把握することで、評価基準や指標を明確に整理することの重要性が明らかになった。

なお、自主性・自発性が重視されて展開される「国民参加の森林づくり」活動の実態を鑑みて、過分に厳格かつ広範な基準・指標を設けることは賢明であるとはいえない。しかしながら、「国民参加の森林づくり」の活動であっても、一定の熟度に達した段階では、厳格かつ広範な基準・指標を提示することで、更なる次の段階を見据えた取り組み昇華させることが賢明となる場合も十分に想定される。

その為、本評価ツールは、既存の他制度との関係性を一定の範囲で構築することで、必要に応じて他の制度の活用を奨励することとともに、細目（チェック項目）の検討の際には、新たな独自のスキームとして構築することを希求するのではなく、既存制度の枠組みを参考として編成するものとした。

（３）細目（チェック項目）の検討

細目の検討に関しては、まずは森林管理の持続性を担保するうえで必要となり、また森林管理をする上で心得なければならない各種項目が厳格に盛り込まれている以下の評価手法（①～③）を主に参考とすることとした。

① 森林認証協議会（FSC）「原則と基準」

国際的な森林認証制度であり、根底に生物多様性保全や持続可能な森林管理が位置付けられている。認証材の流通という利用の視点が盛り込まれている。地域社会との関係についても詳細に言及されているが、世界的な基準であるために、途上国をイメージして記述されていると推察される項目が若干見られる。

②「緑の循環」認証会議「SGEC 評価指標とガイドライン」

国内版の森林認証制度といえ、森林計画等の日本の法制度に則った形態として確立されている。地球温暖化防止や生物多様性保全といった近年の地球規模の環境問題への注目を踏まえて視点や持続可能な森林管理、認証材の流通という視点が盛り込まれている。

③「モントリオールプロセス」基準と指標

「SGEC 評価指標」等においても、モントリオールプロセスの意図を反映する形となっており、国際的にも持続可能な森林管理を図る上で重視されている基準・指標である。定性的要素も含まれるが、項目の多くは定量的要素である。

なお、上記の3つの手法は、林業事業体等による森林管理を想定した枠組みであるため、木材産業活動として実施される際に要請される要素が少なくなかったり、自主性・自発性を基本とする企業や NPO 等による森づくり活動にとっては敷居が高くなり過ぎてしまう要素が多かったり、「国民参加の森林づくり」活動を実施する際に要請される要素や方向性が不足している（多様な主体の参加や、安全な森づくり活動、地域社会との調整等）分野も見受けられる。

そのため、「国民参加の森林づくり」における活動の指向性や水準に対応した細目とするために、以下の④～⑥の手法を参考とすることとした。

④「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」（都市緑化基金）

企業等によって創出された緑地及びその活動を評価・認定する制度であり、3つの原理で緑地そのものが永続的に担保されることを問う側面と、そこで発揮される機能に関する側面、そしてその管理体制を問う側面と整理されている点が参考となる。また、ラベルには動機付け的な側面が強い段階と、経年的な取り組みを評価する段階が設けられたり、トップランナーとしての取り組みを評価する枠組みがあったりするなど、幾つか示唆に富んだ特色を有している。

⑤『市民参加の森づくり活動における「森林施業ガイドライン」』

（森づくりフォーラム発行、木俣知大・山田隆信・吉村妙子編）

「市民参加の森づくり活動」において、具体的に活動を開始するためには何かからはじめればいいのか、また、どのように森林を管理するのが、誰に

でも分かるよう簡易な要点で幅広くまとめられたもの。評価手法ではなく手引きとしてのガイドラインであるため、基準や水準を定めたものではないが、「森づくり活動」の実施主体にとって考慮すべき要素が体系的に整理されている。

⑥『里地里山保全再生計画作成の手引き』（環境省発行、里地ネットワーク編）

幅広い森づくりをカバーするものではなく、里山保全（二次林再生とその管理）に焦点を当てた手引きではあるが、里山は地域社会・集落との関係性が強い自然環境であるがために、地域社会との関係性の再構築という観点の記述が多く見られ、地域社会と一体となった「国民参加の森林づくり」を推進していく際に配慮すべきヒントが多く記述されている。

以上の手法を中心的に参考としつつ、第1章で紹介した各種評価制度等を参考にして、定性的評価の細目（チェック項目）の検討を行った。

なお、手順としては、上記の資料をもとに要素を細分化（分解）して、定性的評価の体系として「指標」、「要素」、「確認項目」の3段階を設けて、どの項目にそれぞれの要素が該当するかを整理して、基本的に遵守することが要請される項目と、追加的に配慮することが好ましい項目に整理した。

また、「国民参加の森林づくり」の活動において最も重視する要素群の枠組みを、「環境」、「社会」、「地域」として、「環境」は森林環境そのものが発揮する役割に関する要素、「社会」は参加主体の活動や体制に関する要素、そして「地域」は受入地域における多様な主体との関係性に関連する要素に大別した。（基礎的な枠組みは、表 3-17 参照。詳細は別添を参照）

表 3-17 基礎的枠組み

		目的別項目		
		指標	要素	確認項目
定性評価体系	環境			
	社会			
	地域			

なお、「森づくり活動」は、企業、一般市民、森林ボランティアやNPO、行政、地域の様々な主体が連携・協働しながら行われるものであるとともに、それぞれのセクターの強みを活かし合いながら、社会性の高い活動を展開することが期待されているといえる。そのため、例えば、企業には企業の評価、ボランティアにはボランティアの評価というように個別に評価を行い得るものではないとともに、個別的に切り離された指標を作成することは適切ではないとの考えから、「森づくり活動」そのものを一括して、定性的に評価するチェック項目として、名称も「森づくり活動チェックシート」とすることとした。

今回、細目（チェック項目）の整理を中心とした「森づくり活動チェックシート」を開発したが、今後個々の細目の達成が期待される水準や実現するための手法等については、今後各種技術書等を参考に体系的に編集・整理して、「手引き」等の作成を検討するものとする。

（４）具体的な利用イメージ

自己評価を基軸に据えた「森づくり活動チェックシート」の利用対象は、森づくり活動を行っている企業・NPO・学校等の中心的な役割を担う者による利用を想定し、企業の森づくり等で森林管理を森林組合等に委ねている場合は、森林組合等に照会をかけてチェックを行うものとしている。

利用方法は、団体内のメンバーや、活動を連携・協働して実施している団体の関係者等と情報交換しながら、各チェック項目の実施状況やその内容について確認・整理するものとする。チェック項目をもとに、満たされた内容の点数を加算して他団体と比較したり、第三者が評価するものではなく、あくまで森づくり活動の実施団体の担当者や関係者が、活動の振り返りや目標設定と併せてチェックリストを活用して、経年変化を概観しながら、自己評価するためのツールとして用いるものとする。また、最初から全ての項目をチェックすることを目指すのではなく、各団体の取組の目的やスタンスを踏まえて、少しずつ確認しやすい項目から取り組むことを奨励するものとする。

配布方法については、「チェックシート」が目指す方向性などが、誤解を与えずに正確に周知されるように、利用方法の「手引き」を開発後に、「森づくりコミッション」等の地域で中間支援的な役割を担う団体等の関係者に、他の評価ツール等の紹介と併せた説明会（研修）等の実施を検討することが賢明である。

まとめ

定性的な評価手法の開発に際しては、①客観性や優位性の第三者による評価という「厳格な評価指標」と、自主性・自発性を尊重して多くの主体の参画を促進させる「平易な評価指標」とを比較して、また②第三者機関や評価システムを創設して客観的な“お墨付き”を与えるといった「厳格な評価制度・システム」を創設する方向性と、自己評価を通して自主的・自発的な改善・発展を希求する「緩やかな評価制度・システム」を創設する方向性を比較して、どちらを重視するかが開発上の議論の焦点となった。

その中、企業の CSR 活動や NPO 活動の評価制度を概観する限り、自主的・自発的に活動を行っている森づくり活動に対して、第三者による「厳格な評価指標」を提示することは趣旨にそぐわないという結論に達した。また、類似した評価制度・システムを概観する限り、幅広い CSR 活動等の中で森林の活動に特化して評価システムを構築することについては十分なニーズがあるとは言えず、また機能的なシステムを構築するには多くのコストが必要となることから、「厳格な評価制度・システム」を創設することは現実的ではないという結論に達した。その結果、基本的には自主的・自発的な活動の改善・発展に繋げる自己評価を中心とした「チェックシート」を開発することとした。

なお、付随的には自主性・自発性を損なわない形で、かつ運営のコストが過大とならない形で、優良事例を引き出し、トップランナーを称賛する「表彰制度」や、持続性ある森づくり活動への実施意欲を喚起する「マーク付与」等の制度を構築することが賢明であるという結論となった。

なお、構築した「チェックシート」の項目は、浅く広く多様な分野における要素に言及することを指向したため、その内容は多くの実績を有する森林技術者や市民活動家等にとっても、全ての項目を十分に理解し、実践することは困難といえる。そのため、誰にでも取り組めるような「手引き」を作成し、それに基づきながら、各分野の専門的な知見やスキルを有する者との連携・協働関係を構築しながら「森づくり活動」を行うことで、容易に目標に到達できるような仕組みを構築することが必要であろう。

以上、定性的な評価手法の開発を検討することで得られた結論は、多くの森林認証制度や企業等の CSR 活動の支援ツール、NPO 活動の評価ツールなどが実用される中で得られた知見に学び、森づくりの分野に当てはめて検討することによって導かれたものである。そのため、既存の評価手法で得られた知見を援用するという点では、ある種の客観性を担保したものとなっているが、セク

ターを超えた主体を利用主体と捉え（森林管理者のみならず、企業、NPO 等の主体）、多様な事象を対象（森林のみならず、地域、社会）として、それぞれの複数の要素が相乗効果を発揮しながら活動が活性化していくことを希求した手法であるため、過去に前例がなく、十分にこの評価手法が機能することを担保したものではない。その為、今回の調査を通して開発された様式を絶対視するのではなく、その機能性や波及性がどの程度発揮されるかは、今後の実践的な検証を通して適宜修正・改善しながら、定性的な評価手法として洗練・確立していくことが必要となるといえよう。

『森づくり活動チェックシート ～より持続的で魅力的な森づくりのために』

趣 旨

- 近年、地球温暖化防止や生物多様性保全といった地球環境保全としてのみならず、子どもの教育や健康づくり等として、森づくり活動に対する社会の期待は高まりをみせており、NPOや企業・学校等による森づくり活動も各地で広がっています。
- これらの活動は、①さまざまな恵みを生み出す豊かな「森づくり」、②世代を超えた森を守り育てる「人づくり」、そして③元気で賑わいのある「地域づくり」に貢献するなどとして、さまざまな可能性が秘められている活動として期待が向けられています。
- そこで、これらの活動を進めていく上で配慮しておく良いと考えられる要素をチェックシートとして体系的に紹介することで、各地で実施されている森づくり活動が、将来にわたって末永く、そしてさまざまな価値を生み出す活動として展開されることを期待しています。

チェックシートの項目

- 大きく次の3大項目に分けています。

I. 環境の持続性の向上(環境貢献) 《森林》

II. 社会の持続性の向上(社会貢献) 《参加側》

III. 地域の持続性の向上(地域貢献) 《受入側》

- 最後に、団体独自の項目や活動の成果等を書き込めるシートがありますので、活用して下さい。

その他の項目、森づくり活動の実態・成果の講評、今後の改善点・指針等(自由記入欄)

チェックポイントの重み付け

- チェックポイントの重要度を把握する参考として、以下の2段階に分けています。

重要

考慮しておかないと、将来トラブルや災害等が生じる可能性が高い項目です。

任意

考慮することで、より持続的で魅力的な活動とすることができる項目です。

- 「任意」の項目はそれぞれの森づくり活動の目標に合わせて、重み付けを変更して下さい。
- 団体の活動目的やスタンスによって、チェックすべき項目やその重み付けは変わってくると想定されますので、目安として捉えてください。(団体の実情に合わせて判断して下さい。)

利用方法

- 団体内のメンバーや、活動を連携・協働して実施している団体の関係者等と情報交換しながら、各チェックポイントの実施状況やその内容について確認・整理してみましょう。
(最初から全ての項目をチェックするのではなく、各団体の取組の目的やスタンスを踏まえて、少しずつ確認しやすい項目から取り組んでみてください)
- 現在の団体の取組状況を自己評価して、翌年度、また中長期的にどのような項目を実施していくと、より魅力的で発展的な活動になるかを検討し、翌年度以降に再度検証する、などといった形で使用してみましょう。

留意点

- このチェックシートは、団体のメンバー等による「自己評価によるチェック」を基本としています。(第三者による外部評価等を目指すものではありません。)
- 各項目の取組水準を点数化したり、合算することは想定しておらず、あくまで適宜自己評価を行い、団体の取組状況把握したり、改善方向を検討するために項目化したものです。

作成者・お問い合わせ先

(社)全国林業改良普及協会 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル Tel:03-3583-8464 Fax:03-3583-8465

『森づくり活動チェックシート～より持続的で魅力的な森づくりとするために』

I.環境の持続性の向上(環境貢献)《森林》

大項目		チェックポイント		実施状況	書き込み欄
1 森林内の環境的価値の向上 ※管理主体が考慮する要素	1) 持続的な活動基盤の整備	1	重要 国内法や地方自治体条例を守り、森林計画制度を配慮している。	(はい いいえ これから)	
		2	重要 対象とする森林の境界等を把握し、また森林の使用に関して取り決めをしている。	(はい いいえ これから)	
		3	重要 責任の所在を含めて、将来にわたっての森林管理の体制づくりをしている。もしくは、検討している。	(はい いいえ これから)	
		4	重要 風水害や野生獣害、山火事・不法投棄・盗掘などに対する予防や対処をしている。	(はい いいえ これから)	
	2) 計画的な維持・管理活動	5	重要 [PLAN]計画づくりの際に、自然・社会調査を実施し、幅広い関係者の合意に努めているか。	(はい いいえ これから)	
		6	重要 [PLAN]対象とする森林全体の管理の目標やゾーニングをして、計画をたてている。	(はい いいえ これから)	
		7	任意 [PLAN]気象・土壌条件や立地等を配慮した管理方法となっている。	(はい いいえ これから)	
		8	任意 [DO]森林管理や森づくり活動の作業指針が定められ、周知されている。	(はい いいえ これから)	
		9	任意 [DO]森林管理や森づくり活動の実績や成果を記録・保管している。	(はい いいえ これから)	
		10	重要 [DO]法令や森林認証制度などを参考に、適正な伐採・搬出方法などを採用している。	(はい いいえ これから)	
		11	任意 [SEE]対象とする森林の状況を、定期的な自然・社会調査等を通して把握している。	(はい いいえ これから)	
		12	任意 [SEE]状況の変化に対応させて柔軟に計画や指針を修正・調整している。	(はい いいえ これから)	

大項目		チェックポイント		実施状況	書き込み欄
1 森林内の環境的価値の向上 ※管理主体が考慮する要素	3) 地球温暖化防止	13	重要	森林が発揮する二酸化炭素固定の役割を把握し、周知している。	(はい いいえ これから)
		14	任意	二酸化炭素の吸収・固定量(土壌や間伐材等の木材利用を含む)を測定し、周知している。	(はい いいえ これから)
		15	任意	二酸化炭素の吸収・固定に配慮した作業方針を立て、作業している。	(はい いいえ これから)
	4) 水土保持	16	重要	土砂流出防止や水資源の保全を配慮した森づくり活動を行っている。	(はい いいえ これから)
		17	重要	尾根・沢・急傾斜地など、土砂流出等の配慮が必要な箇所を明確にし、適切な保全策をとっている。	(はい いいえ これから)
		18	重要	作業道づくりでは、土砂流出や斜面崩壊などを配慮している。	(はい いいえ これから)
	5) 生物多様性保全	19	重要	生物多様性の保全の重要性や対象とする森林の位置付けを把握し、周知している。	(はい いいえ これから)
		20	任意	生物多様性の保全の観点から調査を実施している。もしくは、計画している。	(はい いいえ これから)
		21	任意	生物多様性保全のための管理目標や計画をたて、作業を行っている。	(はい いいえ これから)
		22	任意	希少種・外来種などについては、専門家の見解を踏まえ、その保護や対策・維持管理をしている。	(はい いいえ これから)
	6) 景観保全・生活環境保全	23	重要	対象森林の地域及び広域的な景観保全・生活環境保全の役割を把握し周知している。	(はい いいえ これから)
		24	任意	景観保全・生活環境保全に配慮した管理目標や計画をたて作業している。	(はい いいえ これから)
2 森林外での環境的価値の向上	7) 森林資源の利用 (木製品や木質バイオマス等としての利用)	25	重要	循環型資源としての森林資源の有効利用を認識し、周知している。	(はい いいえ これから)
		26	任意	対象とする森林の木材利用を計画し、実施している。	(はい いいえ これから)
		27	任意	対象とする森林を空間利用や林産物の生産等により、付加価値の向上に努めている。	(はい いいえ これから)
		28	任意	対象とする森林以外の森林について、森林資源の利用を計画し、実施している。	(はい いいえ これから)

『森づくり活動チェックシート ～より持続的で魅力的な森づくりとするために』

Ⅱ.社会の持続性の向上(社会貢献)《参加側》

大項目		チェックポイント		実施状況	書き込み欄
3 持続可能な組織・事業づくり	8) 持続的な組織体制づくり	29	重要	中長期的に活動を継続できる体制とし、計画を立てている。	(はい いいえ これから)
		30	任意	事業・活動のPDCAサイクルに則った検証・改善を、組織的・客観的に行える体制となっている。	(はい いいえ これから)
		31	任意	専門家や実践者などにより客観的・専門的な指導や助言を受けられる体制ができている。	(はい いいえ これから)
	9) 安全な体制・活動づくり	32	重要	安全な森づくり活動をすすめていくため、指導者の育成・安全な作業方法の採用・マニュアル作成などを行っている。	(はい いいえ これから)
		33	重要	指導者の適正な配置、指導の徹底、保険加入や緊急連絡体制など「安全」に心がけている。	(はい いいえ これから)
	10) 人材開拓・育成	34	任意	研修会・勉強会や調査などをおして、活動の質的向上や人材育成などを行っている。	(はい いいえ これから)
		35	任意	メンバーからのさまざまな活動の企画の提案を受け入れ、支援できる仕組みがある。	(はい いいえ これから)
		36	任意	より幅広い人々の参加が得られる体制となっている。(協議会の設置ほか)	(はい いいえ これから)
4 多様な内外の資源の利活用	11) 資金等の活用・提供	37	任意	活動資金をさまざまな方法での調達に努めている。	(はい いいえ これから)
		38	任意	森林の資源や空間を用いて、自主財源となる事業・商品づくりに取り組んでいる。あるいは、検討している。	(はい いいえ これから)
	12) 人材・技術等の活用・提供	39	任意	組織やメンバーがもっているアイデアや専門的な技能・知見などを活かしている。	(はい いいえ これから)
		40	任意	組織やメンバーがもっていないアイデアや専門的な技能・知見を、外部の協力をえて取得している。	(はい いいえ これから)
	13) 資材・システム等の活用・提供	41	任意	組織がもっている資材・制度・システムなどを活かしている。	(はい いいえ これから)
		42	任意	組織やメンバーがもっていない資材・制度・システムを、外部の協力をえて取得している。	(はい いいえ これから)

大項目		チェックポイント		実施状況	書き込み欄
5	14) メンバー等への森づくり活動の情報公開・情報発信	43	重要	メンバーや関係者に森づくり活動の内容を情報公開している。	(はい いいえ これから)
		44	任意	メンバーや関係者に森づくり活動の大切さやその成果を普及している。	(はい いいえ これから)
	15) メンバー等への普及・教育機会・場の提供	45	任意	メンバーやその家族などが森林と親しむ機会や場所を提供している。	(はい いいえ これから)
		46	任意	メンバーによる森林ボランティア活動や環境教育・研修の機会や場所を提供している。	(はい いいえ これから)
	16) メンバー等への交流、健康・生きがいづくり活動の実施	47	任意	メンバーやその家族などと地域住民等との交流が図られる活動をしている。	(はい いいえ これから)
		48	任意	メンバーやその家族などの健康づくり・生きがいづくりを意識した活動をしている。	(はい いいえ これから)
6	17) 森づくり活動の幅広い情報公開・情報発信	49	任意	森づくり活動の内容を社会に情報公開している。	(はい いいえ これから)
		50	任意	市民に森づくり活動の大切さや活動の成果を積極的に普及している。	(はい いいえ これから)
	18) 一般等への普及・教育機会・場の提供	51	任意	市民が森林と親しむ機会や場所を提供している。	(はい いいえ これから)
		52	任意	市民による森林ボランティア活動や環境教育の機会や場所を提供している。	(はい いいえ これから)
		53	任意	次世代を担う子ども等の森林ボランティア活動や環境教育の機会や場所を提供している。	(はい いいえ これから)
	19) 一般等への交流・健康づくり活動の実施	54	任意	地域住民と都市住民等の交流が図られる活動をしている。	(はい いいえ これから)
		55	任意	市民の健康づくり・生きがいづくりを意識した活動をしている。	(はい いいえ これから)

『森づくり活動チェックシート ～より持続的で魅力的な森づくりとするために』

Ⅲ.地域の持続性の向上(地域貢献)《受入側》

大項目	チェックポイント			実施状況	書き込み欄
7 森づくり活動の実施に係る関係者とのコミュニケーション等	20) 森林所有者・近隣住民との対話・連携・協働等	56	重要	森林所有者と情報交換しながら、いっしょに活動している。	(はい いいえ これから)
		57	任意	森づくり活動について、近くの住民と情報交換をしている。	(はい いいえ これから)
		58	任意	近くの住民の意向を反映した森づくりや連携・協働した森づくり活動をしている。	(はい いいえ これから)
	21) 行政担当部署(県や市町村)との対話・連携・協働等	59	任意	地域行政の森づくり担当部署と情報交換をしている。	(はい いいえ これから)
		60	任意	行政と連携・協働した森づくり活動をしている。	(はい いいえ これから)
	22) 森林管理者(事業者等)との対話・連携・協働等	61	重要	森林を管理する森林組合や事業者と情報交換をしている。	(はい いいえ これから)
		62	任意	森林組合や事業者などの意見などを反映した森林管理を行っている。	(はい いいえ これから)
		63	任意	周辺地域での取り組みと一体となった森林管理を行っている。	(はい いいえ これから)
	23) 活動運営者(森林NPO等)との対話・連携・協働等	64	重要	森林にかかわるNPOや地域組織などと情報交換をしている。	(はい いいえ これから)
		65	任意	森林にかかわるNPOや地域組織などの意見などを反映した森づくりや、地域と一体となった森づくりをしている。	(はい いいえ これから)
		66	任意	専門家・実践者などの指導や助言を受けている。	(はい いいえ これから)

大項目		チェックポイント			実施状況	書き込み欄
8 地域社会とのコミュニケーション等	24) 地域集落との対話・連携・協働等	67	任意	地域社会や地域文化の理解につとめ、それらと調和した活動となるよう配慮している。	（はい いいえ これから）	
		68	任意	メンバーや参加者が地域の人々と交流している。	（はい いいえ これから）	
		69	任意	地域活動に参加・協力したり、地域と連携・協働した活動をしている。	（はい いいえ これから）	
	25) 行政（県や市町村等）との対話・連携・協働等	70	任意	地域行政の森づくり以外の関連部署とも情報交換をしている。	（はい いいえ これから）	
		71	任意	地域行政と連携・協働した活動をしている。	（はい いいえ これから）	
	26) 地域の事業者等との対話・連携・協働等	72	任意	幅広い事業者などを活用して活動している。	（はい いいえ これから）	
		73	任意	幅広い事業者などと情報交換をしている。	（はい いいえ これから）	
		74	任意	幅広い事業者などとの連携・協働した活動をしている。	（はい いいえ これから）	
	27) 地域づくりに関わる主体との対話・連携・協働等	75	任意	地域づくり団体などと情報交換をしている。	（はい いいえ これから）	
		76	任意	地域づくり団体などの呼びかけに応じて、地域活動に参加・協力している。	（はい いいえ これから）	
		77	任意	地域づくり団体などと連携・協働した活動をしている。	（はい いいえ これから）	

『 森づくり活動チェックシート ～より持続的で魅力的な森づくりのために 』

その他の項目(自由記入欄)

大項目		チェックポイント		実施状況	書き込み欄
				はい いいえ これから	
				はい いいえ これから	
				はい いいえ これから	
				はい いいえ これから	
				はい いいえ これから	
				はい いいえ これから	

森づくり活動の実態・成果の講評等

今後の改善点・指針等